

保険教育と保険学の体系

—カリキュラムの考察—

小川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
 2. 保険学の歩み
 3. 保険学の課題
 4. 保険学の一般性と特殊性
 5. 保険学の体系
 6. 保険学カリキュラムのあり方
- 補論 本学における保険学カリキュラムのあり方
- 追記 第7回調査結果について

1. 問題意識

筆者は、小川 [2008a] において、わが国保険学の現状を批判することを通じて、保険学の体系的考察を行った。そこでは、筆者なりの保険学の枠組みを提示したといえるが、保険学の体系そのものを深く考察したわけではなかった。そこで、保険学の体系を考察するために、保険学のカリキュラムやテキストについて考察したい。なぜならば、こうした学問体系というのは、カリキュラムやテキストに如実に表れると考えるからである。もちろん、個々具体的なカリキュラムは各大学における保険学の位置づけなどに左右されるであろうし、テキストは初学者向けに複雑な議論を避けるために、いろいろと工夫をされている部分はあろう。しかし、明確な学問体系が土台としてなければ、カリキュラ

ムもテキストも作成することはできないはずである。確固とした保険学の体系があって、充実した保険教育が可能となろう。カリキュラム、テキストには学問体系が反映されていると考え、本稿ではカリキュラムを通じて学問体系を考察する。テキストをめぐる考察は、別途行う。カリキュラムに関する考察として、日本の保険教育の推移を振り返り、その過程で形成されてきたカリキュラムの型をみる。もちろん、このカリキュラムの型は固定的ではなく、時代の影響を受けて揺れ動くものであろう。大学教育自体が大きく変わりつつある現局面で、カリキュラムの型がどのように揺れ動いているか、そのような動揺に対して使命を達成するために、保険学はどのような方向を目指すべきかを考察する。

2. 保険学の歩み

保険の研究は、個々具体的な保険の成立と関連して、その保険に特有な研究が現実の必要に基づいて自然発生的に進展したものと見える（大林[1995]p.260）。保険は、地中海貿易の発達を背景に海上保険として成立したといえるが、これは言うまでもなく原始的保険である。原始的保険とは、契約的には保険といえるが制度的には保険といえない保険であり、保険契約的には近代保険と遜色ないが、確率計算を応用した公正な保険料の支払いに基づいた保険団体が形成されていない点で原始的である。原始的海上保険取引が慣行化していったのでこれを理解し応用するため、また、海上保険取引に関して生起する訴訟事件に対処するために海上保険の研究が行われた。それは、現実的要請に応える商業学的保険学であり、海上保険の契約条項の考察を中心とした保険法学としての海上保険論といえ、初期の文献としてSanterna[1552]、Stracchae[1569]があげられる（同p.255）¹⁾。

17世紀になると統計学・確率論が発達し、人の生死についてのデータ整備と相俟って、18世紀には生命保険経営に基礎を与える保険数学が確立した。保険数学はさらに発展し、アクチュアリー学とよばれる教科となり、19世紀半ばには各国にアクチュアリー協会が設立された（同p.256、亀井[1993]p.4）。こう

1) 出版年はStracchaeがSanternaに遅れるが、原稿はSanterna[1552]より前にできていたともいわれる（小島[1929]p.27）。

して保険学は海上保険・損害保険では保険法学が、生命保険では保険数学が中心を占めることとなった。ただし、生命保険においてもその実行が法律行為として行われるため、保険法学が重要であることに変わりはない。また、商業学的保険学では、商人として必要な保険の知識が研究されるとともに、各種の保険を事業として経営するのに必要な知識も研究され、アクチュアリー学は後者に属するといえる。

19世紀後半になると、社会保険の登場によって、ドイツでは保険の国家学的立場からの研究が行われるようになり、保険の経済学的研究、集合科学的把握がなされ、ドイツ流の総合保険学が形成された。しかし、集合科学的把握は単なる知識の寄せ集めで科学ではないとされ、総合保険学を保険法学と並んだ保険経済学、保険経営学として樹立しようとの試みもみられた。このようなドイツの動向に対して、イギリス、フランス、アメリカでは、保険種目別の研究がなされ、海上保険論、火災保険論、生命保険論、社会保険論、新種保険論が登場するに至った（同p.5）。

保険は本来経済制度であるから経済学的研究が先行してよさそうであるが、実務的研究が盛んとなりながら法学、数学が先行し、また、集合科学的な把握が試みられる程に保険が様々な分野と関わるため、学問としての体系的に欠ける傾向があった。これは、今日でも見られる保険学の不安定性として、指摘することができよう。

このような世界的な保険研究の流れに対して、わが国では福沢諭吉が1867年に『西洋旅案内』で保険を紹介しており、これがわが国で保険を体系的に紹介した最初の文献とされる（小林[1989]p.291）。さらに福沢は、1868年に行われていたといわれるウェーランド（Francis Wayland）の経済書（The Elements of Political Economy, 1837）を使った講義において、保険を教えたようである（小林[1997]pp.175-176）。経済書に出てくる保険の考察であり、保険そのものの考察が目的ではないが、おそらくこれがわが国の保険教育の始まりといえるのではないか。もっとも、明治初期の各学校では保険は独立した講座を与えられておらず、福沢のような経済学との関係よりも、法律の分野で海商法、海上法の科目で海上保険を中心に講じられていた（小林 [1994] p.37）。

1885年頃福沢は保険科目を専門科目に指定し（同p.33）、1890年には大学部を設け、理財科を設置した。この理財科の主任教授にドロップーズ（Garrett Droppers）が招かれ、経済学的に保険を講じた。明治初年のわが国における保険の講義は前述の通りであるが、主として外国人講師の、しかも商法学系の学者が法学面を中心として行っていたのが一般的なようなので、ドロップーズの講義は、法学ではない経済学的な保険学の始まりとされる（小林[1989]p.306）。このように福沢は、日本における保険の啓蒙に大きな役割を果たした。

しかし、わが国の保険学としての教育は、1893年の高等商業学校（一橋大学の前身）における村瀬春雄博士の保険学講義に始まるとされる（大林[1995]p.258）。翌1894年には東京帝国大学法科を卒業した志田御太郎、玉木為三郎、栗津清亮の三大学者によって保険の研究を目的とした会合が持たれ、1895年には保険学会の名をもって『保険雑誌』（1921年に『保険学雑誌』に改題）が刊行された。以後、現在の東京大学、一橋大学を中心に保険論が登場したが、それはドイツ流の総合保険学を保険総論、イギリス・フランス・アメリカ流の個別保険学を保険各論と位置づけるもので、戦後にも伝統として継承されている（亀井[1993]pp.5-6）。1940年には保険の経済的研究を目的とした「日本保険学会」が成立し、戦争のため一時休止となったが、1950年に保険法、保険数学、保険医学等をも含めた総合的保険学会を目指して活動が再開され（大林[1995]pp.258-259）、保険学会の『保険学雑誌』を継承・復刊し（大林[1983]、木村[1983]）、今日に至る。

以上の海外における保険研究の展開、さらにわが国における保険研究・教育の展開を踏まえうえて、戦後の日本保険学会活動再開後の保険教育の展開をみるために、大学における保険教育の実態調査をみることにしよう。保険教育といった場合、大学教育に限られるわけではないが、学問体系をめぐる考察においては、大学教育をみるのが適当であろう²⁾。そして、この考察をカリキュ

2) 大学教育以外に、みるべき保険教育がないということもある。保険教育に関する文献自体が少なく、体系的考察を行っているものとしては庭田[1985]が例外としてあるのみである。

ラム構成の考察に発展させたい。わが国における調査は、1966年に日本保険学会により初めて調査され、7回の調査が行われている。概要をまとめれば、表1の通りである。

表1. これまでの調査概要

実施年(間隔)		調査主体	調査大学数	回答大学数	回収率	「保険有」 大学数
第1回	1966年	日本保険学会	—	—	—	52
第2回	1978年(12年)	同上	—	—	—	106
第3回	1981年(3年)	生命保険文化センター	175	130	74.3%	107
第4回	1987年(6年)	日本保険学会 生命保険文化研究所	182	160	87.9%	140
第5回	1993年(6年)	同上	208	186	89.4%	164
第6回	1998年(5年)	同上	376	374	99.5%	262
第7回	2006年(8年)	日本保険学会 生命保険文化センター 損害保険事業総合研究所	集計中			

(出所)日本保険学会＝生命保険文化研究所[1999]p.3, 表1-1を参照して, 筆者作成。

第1回は、ハンブルグ大学留学中の名古屋大学古瀬村邦夫助教授より、ドイツ保険学会の年次総会において行うべき報告の資料として、わが国の大学並びに保険業界における保険教育の現状につき照会があり、これに対応するために日本保険学会によって調査がなされたものである(松島 [1966])。この調査では、次の点が注目される。

(1) 全体を通じて浮かび上がってくるカリキュラムの型は、下記の通りである。

保険総論

保険各論

{ 生命保険論
 { 損害保険論——海上保険論, 火災保険論
 { 社会保険論

保険法学(保険法, 海商法等)

これは前述のドイツ総合保険学を保険総論、イギリス・フランス・アメリカの保険種目別研究・個別保険学を保険各論とする伝統と整合的である。

(2) 慶應義塾大学には、「保険学説史」、「新種保険論」などもあり、最も充実している。

(3) 保険数学は、1校（一橋大学）担当教授未定で記載されているのみである。

(4) 「保険経済論」、「保険経営論」が散見される。

大林[1957]³⁾では、アメリカの大学における保険教育について分析されており、その調査についても紹介・分析されている。大林[1957]は保険教育およびその調査に関する大変優れた先行業績といえるが、残念ながら、わが国ではすぐには保険教育に関する調査は行われず、海外と関わる突発事項を介して偶然始まったといえる。

第2回は、第1回からかなり時間が経過したので改めて調査を行うとの趣旨のもとに、日本保険学会によって1978年度に行われた（保険学雑誌編集委員会[1978] p.117）。掲載されている大学が、第1回の52大学から106大学へと倍増していることが注目される（表1参照）。その増加の大部分は、私立大学が占める。各大学の科目の中身をみると、1校（富山大学）だけであったが、「リスクマネジメント論」が登場したことが注目される。しかし、なんといっても最も注目すべきは、社会保障関係科目の増加である。第1回は掲載されている科目171科目中社会保障関係科目が15（8.8%）に過ぎないのに対して、第2回では大学数が倍増したことによって科目数も350へと倍増し、しかもそのうち社会保障関係科目は64（18.3%）へと急増している。おそらく、第1回の社会保障関係科目の割合が低いのは、調査が日本保険学会員を主たる対象としているためと思われる。第1回調査に掲載されている担当教員95名中73名（76.8%）が日本保険学会所属である⁴⁾。日本保険学会に所属をしていない者は法学関係者に多く、社会保障関係科目担当者9名中6名が日本保険学会に所属している。担当者がわ

3) 大林[1956]も、有益な文献である。アメリカの保険研究者、文献などに詳しく、当時のアメリカの保険研究、大学での保険教育を知るのに便利である。なお、「アメリカの大学の教職が特別繁忙なために、研究に没頭することができなくなり、教団人に終るおそれがあるのではなかろうか」（同p.93）との指摘は、現在の日本の大学教育改革において大いに考えさせられる指摘である。

4) 日本保険学会所属状況は、『保険学雑誌』掲載の名簿によって把握した。第1回は日本保険学会[1966]、第2回は日本保険学会[1978]、第3回は日本保険学会[1981]、第4回は日本保険学会[1987]、第5回は日本保険学会[1993]、第6回は日本保険学会[1998]による。

ずか9名に過ぎず、日本保険学会所属者の割合が66.6%となることが注目される。第2回は、担当教員が日本保険学会に所属しているかどうかをあまり意識することなく機械的に社会保障関係科目を加えたと思われる、そのため社会保障関係科目が急増したのではないか。第2回調査に掲載されている担当教員159名中95名(59.7%)が日本保険学会所属者に過ぎない。しかも、社会保障関係科目担当教員が47名も含まれており、そのうち日本保険学会に所属する者は6名(12.8%)に過ぎない。したがって、第2回の社会保障関係科目の担当者には、保険学と別体系の学問に基づく担当者が多く含まれているということになるのではないか。社会保障関係科目は保険学に関わる科目との認識のもとに、担当者がどのような学問領域に属するかということを無視した調査が行われたようである。これは大きな問題をはらんでいる。なぜならば、保険学と別体系の科目として社会保障関係科目が増えているならば、それは保険学の発展とはできないからであり、逆に保険学は社会保険論を中心として、隣接科学としての社会保障論との関係をいかに持たせるかを考えなければならないからである。調査の対象を増やしたという点で第1回の調査から進歩したといえるが、それは量的進歩のみであり、質的進歩という点では課題を残したのではないか。むしろ、この質的側面を無視した量的拡大がその後の調査でも図られたことからすれば、将来に禍根を残すことになってしまった。

第3回は、調査主体が生命保険文化センターとなり、1981年に実施されている(生命保険文化センター[1983a, b])。「保険有」大学数は第2回の106校から107校へとほとんど変化がないが、掲載されている科目数は350から321に減少している。それにもかかわらず、社会保障関係の科目数は65と微増したため、割合は20.3%に上昇している。第2回同様、社会保障関係科目担当者の学問領域を無視した調査が行われたようである。

第4回以降は、第6回まで生命保険文化研究所が日本保険学会の共同調査機関・事務局となった。第4回については、1987年に実施された(生命保険文化研究所編[1988])。学科目を保険論(保険学、保険経営論を含む)、生命保険論、損害保険論(海上保険論、火災保険論、新種保険論等を含む)、社会保障論(社会保険、社会政策を含む)、保険法(海商法を含む)、社会保障法の6つの類

型に分類して、調査をしている。この分類は、先に指摘した第1回の調査から得られるカリキュラムの型と整合的である。第3回までは分類方法が明示されていないが今回は明示されており、より詳細な類型化を行って調査がなされたといえる。したがって、調査がさらに充実したといえるが、残念ながら、今回も社会保障関係科目が担当者の学問領域を無視して含められてしまった。なお、リスクマネジメント論が消えているのが注目される。

第5回は、1993年に実施された。学科目を保険論、生命保険論、損害保険論、保険法、社会保険・社会保障論、社会保障法の6つに分類している。この分類は、基本的に第4回と同じである。この調査に関する座談会（生命保険文化研究所編 [1994]）が行われており、そこではさまざまな指摘がなされているが、特筆すべき指摘事項を取り上げると、次の2点である。

(1) 生命保険論は、他の学科目に比べて非常勤講師への依存度が大きい（同 p.3）。

(2) 従来型の基礎科目・総論科目としての保険論十各論科目としての生命保険論・損害保険論に対して、社会保障関係、リスクマネジメント論関係の科目が成長している。

分類そのものは、保険論十生命保険論・損害保険論に法学が加わるという伝統的な分類法であるが、社会保障やリスクマネジメントとの関係が重視されているのが注目される。また、座談会参加者が保険学を総合科学とする点で一致しており、前述した戦後の日本保険学会の方向性が反映していると思われる。この頃になると、伝統的な保険学から、社会保障関係科目、リスクマネジメント論への顕著なシフトが見られ始めたといえよう。ただし、社会保障関係科目の増大は、第2—4回の調査で示唆されているように、保険学と別体系の学問領域に属する研究者によって担当された科目によるものと思われるので、保険学の分野内での移動とはいえないのではないか。

第6回は、1998年に実施されている（日本保険学会＝生命保険文化研究所 [1999]）。第5回の調査対象が「商、経営、経済、法」等保険関係学科目の設置されている可能性のある学部・大学院であったのに対して、第6回は「商、経営、経済、法、社会、文学、家政」等の学部・大学院すべてを対象にしたため、

調査大学数がそれまでに対して大幅増となっており、また、回収率も高めたため、回答大学数は第5回から倍増している（表1参照）。この点から、過去の調査と比較するとき、回答大学数の違いに留意する必要がある（同p.4）。学科目を保険論、生命保険論、損害保険論、保険法・商法、社会保険・社会保障論、社会保障法、リスクマネジメント論、保険数学の8つに分類している。質問に使用テキストが入っているのが注目され、質量ともにそれまでの調査に対して、充実しているといえよう。この調査に関しても座談会が設けられている（同pp.21-40）⁵⁾。この座談会において、大学大綱化によって大学教育自体が大きく変化していることとの関係について、活発に議論されているのが注目される。また、第5回の座談会ほど保険学を総合科学とする点が強調されるわけではないが、保険学の学際性については強調されている。また、一部の出席者ではあるが、保険の理解には、保険学の一般性と特殊性の理解が必要であるとしている。

日本保険学会＝生命保険文化研究所[1999]では、調査の概要を次のようにまとめている（同p.1）。

- (1) 調査対象が著しく増加している。
- (2) 保険に関する教育が、「保険論」の分野から「社会保障論」等の分野にシフトしている。
- (3) 保険関連講義開設の大学院研究科、学部が多様化している。
- (4) 受講者数は開設講義数と同様の傾向にあるが、大学院で生命保険、損害保険の受講者数が著しく少ない。
- (5) 教授、助教授、非常勤講師の割合は6，1，3の割合となっており、助教授の割合が少ない。
- (6) テキストは、大学院で2-3割、学部で5-6割の講義で利用している。
- (7) 寄付講座に大きな変化はない。
- (8) 前回調査対象であった研究科・学部での保険講義総数は増加しているが、伝統的学科目（保険論、生命保険論、損害保険論）の講義数は減少している。

5) 第6回調査については、生命保険文化研究所の分析もある。生命保険文化研究所[1999]を参照されたい。

特に、(8)の指摘とも結びつく(2)の指摘が重要であろう。座談会でも複数の出席者が指摘しているように、(2)の捉え方は事態を単純化しているきらいがある。すなわち、「保険論が減って、社会保障論が増えたという単純な構造ではない」(同p.1)、「商学部や経営学部で伝統的に提供されている保険論と社会保障論、社会福祉論とでは、学問体系が異なっており、この意味から、同じ次元ですべてを捉えるのはどうか」(同p.2)ということである。先に繰り返し指摘した、社会保障関係科目担当者の学問領域を無視した調査の問題である。伝統的学科目(保険論、生命保険論、損害保険論)の講義数の減少は、第5回にもみられた指摘であるが、第5回調査対象における学部で伝統的な講座が第6回調査では82講座も減少(日本保険学会=生命保険文化研究所[1999]p.19, 表4-4)していることから、この傾向がさらに強くみられたといえる。社会保障関係科目の急増は、社会福祉関係の人材養成が大学の教科科目に求められ、国家資格の取得と関連しているのであろう。しかし、これらの変化は、第5回の調査に対して指摘したように、伝統的な分野から社会保障分野へのシフト、あるいは、保険学内での専門の移動とはできないであろう。保険学プロパーから保険学以外への移動(または、単なる保険学プロパーの減少)と捉えるべきであろう。すなわち、第6回調査は、社会保障関係科目の担当者の学問領域を無視するという第2-5回調査の有する問題を、調査対象の拡大を通じて、さらに深刻にしてしまったのである。これは非常に重要な点なので、第6回調査を分析して確認しよう。

社会保障分野へのシフトが保険学内での専門分野の移動なのか、保険学プロパーから保険学以外の分野への移動かを調査結果を使って分析する方法として、担当教員の日本保険学会所属状況を見ることにする。それは、日本保険学会に所属していれば必ず保険学の体系に基づいた講義を行っているとは言えないものの、少なくとも、所属していない者は保険学とは別の体系に依拠していると考えられるからである。そこで、第6回調査結果を教員に基準を置いて整理しなおしたのが末尾の表3である。常勤の教員を基準とし、複数科目を担当している教員については、「保険論」、「保険総論」といった基礎科目を優先して科目名を記載している。したがって、表3は、第6回調査を

教員にポイントを置いて簡略化したものといえる。日本保険学会所属状況については、調査実施年（1998年）と同年の『保険学雑誌』（日本保険学会[1998]）所収の1998年10月現在の会員名簿を使って把握した。こうして作成した表3を元データとして集計したのが、表2である。

表2に集計するにあたって、学科目を保険学、保険法、社会保障論、社会保障法としたが、それぞれ下記のような学科目名の総称としてこの4つの学科目名を用いている。これらに含めることができない科目を「その他」とした。

- 保険学—保険学，保険論，保険総論，保険経営論，保険システム（論），損害
 保険論，農業保険論，保険年金市場論，リスクマネジメント（論），
 危機管理論，リスク保険論，リスクと保険，高齢社会の政策課題，
- 保険法—海商・保険，保険（法）・海商（法），商行為・保険・海商法，商法，
 商法（保険法を含む），商法第3部，商法Ⅲ，商法Ⅳ，商法・海商法，
 海空法，消費生活と損害保険
- 社会保障論—社会保障論，社会保障各論，社会保障政策学，社会政策論，社会
 政策特殊問題，社会福祉論，社会福祉行政，社会政策総論，社会福祉
 学，社会福祉総論，社会福祉原論，社会福祉概論，社会福祉原理論，
 社会福祉財政論，社会福祉制度論，福祉政策論，福祉財政論，現代福
 祉社会の課題，現代と社会福祉，福祉政策，福祉行政論，福祉職論，
 公的扶助論，福祉経済（論），加齢経済，比較福祉国家研究，医療保
 険制度の国際比較，老年学，高齢化社会と社会保障，医療の経済，健
 康福祉経済論，福祉援助，社会福祉援助技術論，児童福祉論，障害者
 福祉論，地域福祉論，仏教社会福祉論，老人福祉論，医療福祉論，福
 祉社会学，労働福祉研究，ケースワーク，グループ・ワーク，社会福
 祉調査，医療ソーシャルワーク論，暮らしと福祉，社会福祉とボラン
 ティア
- 社会保障法—社会保障法，社会保障法総論，社会保障制度と法，社会保険法，
 社会福祉法制論，労働補償法，
- その他—統計学，統計学序論，確率論，生活経済学，生活設計論，生活福祉

(学), 生活システム学文献研究, 農業財政金融論, 農業協同組合経営論, 林政学第一, 社会問題論, 損害賠償法, 経営管理論第3, 商行為法, 生活関連法, 企業法, 都市社会学

この科目の分類は, 保険学・保険法を伝統的保険学, 社会保障論・社会保障法を社会保障関係科目として二分して, 実態を把握しようとするものである。保険法, 社会保障法を設けたのは, 法学関係の占める割合が高いからである。以上の結果が, 表2である。

表2. 日本保険学会所属状況

(単位:人)

	合計	学会員	割合
保険学担当者	79	62	78.5%
保険法担当者	77	31	40.3%
社会保障論担当者	311	6	1.9%
社会保障法担当者	46	0	0.0%
その他	14	1	7.1%
合計	527	100	19.0%

(出所)日本保険学会=生命保険文化研究所[1999],日本保険学会[1998]により,筆者作成。

社会保障関係の科目が増えているといっても, 表2に明らかなように, その講座の担当者のほとんどが日本保険学会員ではないということから, 保険学とは別体系の社会保障・社会保険が展開されているといえる。したがって, 伝統的な保険分野が減少し, 社会保障分野が増大しているという現象は, 保険学の衰退を意味するのではないか。大変な危機意識を持つと同時に, 第7回の調査ではどうなっているのか非常に気になるところである。社会保障・社会保険との関係でいえば, 日本保険学会所属のいわゆる保険学者の大半は, 損害保険か生命保険を専門とし, 社会保障・社会保険を専門とするものは少ないということでもある。したがって, 保険関係分野の調査対象に社会保障・社会保険関係を含めるのは妥当ではあるものの, 社会保障・社会保険関係の担当者が増えても, そのことが保険学界や保険研究を活性化させているわけではないことに注意を要する。通常の社会保障論, 社会政策学, 社会福祉論などの担当者は, 保

保険学と別体系の学問領域に所属するといえ、そのため社会保障や社会政策を専門とする者は、極端な言い方をすれば、社会保険で社会保障を行うのは邪道として保険を忌み嫌うか、情報の経済学を使った社会保険の議論をするといった者が多いのではないか。すなわち、保険学無視の社会保障論・社会保険論ではないか。筆者は以前からこのような問題意識を持っていた(小川[2005])。表2でこの問題意識そのものを確認できたとは言わないが、社会保障関係科目が保険学とかなり疎遠なものということは確認できよう。このように考えると、社会保障分野へのシフトという現象は、保険学の衰退というわが国保険学にとって忌々しき事態を意味すると受け止めるべきである。また、伝統的な学科目の減少は、保険が経済的保障制度ではなく、リスクを処理する手段として、リスクファイナンスと把握されてきたことも影響しているのではないか。保険のリスク処理手段の側面、ファイナンスの側面からの把握は、金融と保険の同質性の議論といえるが、保険の特殊性・異質性を軽視した同質性優位の研究に流れていることが大きな背景として指摘できる。それは、リスクマネジメントの講座数が前回の16から40へと24も増加している現象と結びついているといえよう。ここに、保険学と隣接科学、特に社会保障論、金融論、リスクマネジメント論との関係が重要となってきたといえよう。隣接科学との関係を意識して、保険学の体系が考えられなければならない。

3. 保険学の課題

保険は様々な分野と関わるため隣接科学との関係が重要であるが、近年特に隣接科学との関係を意識せざるを得ないのは、社会経済の変化の影響を受けているからであろう。学問が現象を分析し、真理を見出すことを使命とする限り、学問に影響を与える社会経済の変化とは、分析対象の現象が変化することであろう。一種の隣接科学との緊張関係といった事態も含めて、保険学の分析対象である保険現象に変化が見られるのではないか。それでは、保険現象の特徴とは何か。また、社会経済の変化がそれにどのように反映しているのだろうか。

保険学の分析対象である保険現象の特徴は、供給主体が通常の民間企業の他

に、協同組合があり、社会保険をはじめとする公的保険を提供する公的機関等もあり、しかも、民間企業の場合他産業では株式会社形態が支配的であろうが、保険産業では相互会社も存在するので、多様な保険企業の存在があげられる。多様な保険企業が様々な保険を提供しているので、保険現象の特徴は、一言でいえば、「多種多様な保険の存在」ということになる。また、保険は貨幣の操作を通じて経済的保障を行う制度であるが、経済的保障機能を発揮する過程で保険者の手許に巨額な保険資金が蓄積され、それが金融市場に投資運用されるので金融的機能も発揮する。こうして保険は金融、金融市場と密接な関係にあるが、保険自体が一種の金融である。デリバティブなどの金融におけるイノベーションやリスク溢れる「リスク社会」(Risikogesellschaft, Bech[1986], 東=伊藤[1998])への移行に伴いリスクマネジメントの重要性が増してきた。保険を代替する金融商品の登場や、保険が対象としていたリスクを金融市場で処理するなどの保険代替現象も生じている。そこで、現代の保険現象の特徴は、「保険代替手段・市場も登場しながら、多種多様な保険が提供されていること」といえる。

実に様々な保険が存在するのであるが、保険の全体像を把握するためには、経済の混合経済化に対応して保険も混合経済化している点を把握することが重要である。すなわち、経済的保障制度としての保険を公的保険、私的保険を軸に把握すべきである。現代の経済的保障は、いわゆる三層構造を成している。公的保険を土台に、公的保険、私的保険いずれにも分類し難い半公的・半私的保険、私的保険の三層構造である。この三層構造の私的保険部分は、金融自由化・金融グローバル化、保険自由化の流れの中で、金融コングロマリット化や保険代替現象が生じ、大いに動揺しているといえよう。他方、市場経済化、金融グローバル化は、メガ・コンピティションによって社会保障制度等を国民経済の大きな負担とさせ、公的保険を大いに動揺させている。リスク社会においてリスク処理手段として一世を風靡してもよさそうな保険であるが、効率性・金融性/政策性・福祉性を軸に私的保険、公的保険いずれも大いに動揺している。このように動揺する保険の分析が現代保険学の課題であるが、このような課題に対して保険学には安易な隣接科学=金融論への依存傾向がみられる。そ

れは、金融論における金融と保険の同質性の議論に与した議論である。こうして、市場経済化の中で保険の分析がもっぱら私的保険とされ、体系的・総合的考察に弱いという弱点を露呈している。また、そのことが公的保険の一種ともいえる社会保険に関して、保険学無視の社会保険論を許している。隣接科学である金融論、社会保障論との関係が問題となっている。

金融論との関係では、金融と保険の同質性の議論はあくまで便宜的なものであると認識すべきである。その認識の上で、金融工学などによって発達したリスクファイナンス分析などを使って、新たな保険現象といえる保険代替現象の分析が進められるべきである。金融論との関係では、リスクマネジメント論が重要であろう。保険をリスクマネジメント手段の一つとして位置付けての考察である。しかし、保険代替現象の解明のためにも、この場合のリスクマネジメント論は単なる手段分析に墮するのではなく、一連のことが「リスク社会」という文脈から発生していることから、土台の社会の在り様を問う姿勢が必要である。その場合、「福祉国家」がキーワードになるであろう。金融論における金融と保険の同質性の議論に与した現在の保険学の動向は、単なる手段分析に墮した、底の浅い考察しかできないのではないかと。また、保険と金融の融合という認識に基づく保険の金融的分析によって、保険の金融的機能を分析する保険金融論が保険の金融分析に埋没しそうである。もともと本格的な保険金融論がなかったこともあり、保険金融論の構築が求められる。保険金融論の埋没を防ぐことが、過度な同一性の議論となっている保険と金融の融合論に対して歯止めとなるのではないかと。それはまた、保険代替現象の分析に好影響を与えよう。

社会保障論との関係では、経済的保障の三層構造的把握から、土台としての公的保険の考察が重要である。公的保険の研究自体がなく、公的保険論が構築されなければならない。社会保障論者・社会福祉論者・社会政策学者は、公的保険としての社会保険という発想さえないのではないかと。社会保障としての社会保険に加えて、公的保険としての社会保険の位置づけが重要である。根底に福祉国家の概念がなければならないが、この分野にも情報の経済学の影響が大きいので、慎重に対応すべきである。Barr流の情報の経済学的な福祉国家論、社会保険による理論的説明 (Barr [2001], 菅沼監訳 [2007]) を批判しない

と、現在の社会保障論者・社会福祉論者・社会政策学者の保険学無視の流れは変えられないであろう。情報の経済学は、金融論のみならず、社会保障論にも影響を与えている。情報の経済学は、もともと保険学の用語であった「モラルハザード」、「逆選択」という用語を一般化させたといえる。今では、「モラルハザード」、「逆選択」という用語が、情報の経済学から保険学に逆輸入されている観がある。しかし、情報の経済学の適用自体には、慎重であるべきであろう。

以上から、隣接科学との関係では、リスクマネジメント論、保険金融論、公的保険論が必要とされる。リスクマネジメント論は金融論の金融と保険の同質性の議論を摂取しなければならないが、両者の異質性を踏まえて同質性の議論がどこか便宜性を帯びている点に注意をすることによって、金融論に追隨的・盲目的にならないようにしなければならない。保険金融論の構築が、そのような金融論との関係をより確実にしよう。公的保険論は、社会保障論・社会政策学、社会福祉論などにおける社会保険の議論に、保険学の理論を導入させる触媒とならなければならない。金融論、社会保障論関係分野への保険学の能動的な働き掛けによって、隣接科学の保険学の無視の動向を変えていかなければならない。保険学無視の動向という点では、次のような忌々しき事態が生じた。

昨年『リスク学入門』というシリーズ（全5巻、橋木ほか編[2007]、橋木編[2007]、長谷部編[2007]、今田編[2007]、益永編[2007]）が刊行された⁶⁾。先に取り上げたベック（Ulrich Beck）流の「リスク社会」がキーワードとされ、リスクに対してこれまでの学問の枠組みではない新たな学際的対応が求められるとし、リスク研究の体系化＝リスク学の構築が必要であるとして刊行されたものである。リスク社会化に伴いリスクがいろいろな分野で重要となってきたので、これまで蓄積されてきた研究の整理をしようというのが本シリーズの内容である。まずは体系化に向けた既存の研究の整理を通じて、土台を作ろうという意図であろう。このような本シリーズの内容や意図は、十分理解できる。しかし、疑問に思うのは、既存の研究の整理を行うに当たって、リスク研究の最先進分野である保険学が無視されていることである。本シリーズのテーマからいえば、リスクに関する研究の先行業績において、最有力分野といえる保険

6) このシリーズのさらに詳細な分析については、小川[2008b]を参照されたい。

学から保険研究者が編者に入ってもよいぐらいであるが、それはともかくとして、同シリーズで保険学の成果がほとんど無視されているのである。伝統的な学教科目の減少のみならず、既存の隣接科学以外にまで広がっているこのような保険学無視の動向に、危機感を持つものである。先にリスクマネジメント論が必要であると指摘したが、こうした事態を踏まえて改めて指摘すれば、社会の動向、在り様を問うリスクマネジメント論の構築を通じて、リスク学の構築に貢献することが必要ではないか。そのことは、社会保障論に貢献する保険学という面にも結び付くところがある。

まずは、隣接科学の保険学無視の動向を断ち切らなければならない。これが現代の保険学の課題である。

4. 保険学の一般性と特殊性

それではこのような課題に応えるために、保険学はいかなる体系を有すべきか。隣接科学との関係が問題となるため、ある特殊な個性をもった保険という制度を分析する保険学が、どのように他の学問に依存し、また、他の学問に貢献するかが重要であろう。他の学問への依存に保険学の学問としての一般性が現れ、他の学問の具体的適用および成果に保険学の学問としての特殊性が現れるであろう。そして、どのようなところに学問としての保険学の特徴があるのかを考えることが重要であろう。それは、保険学の一般性と特殊性の問題である。わが国の伝統的保険学において、次のように保険学の一般性、特殊性に関わる議論がみられる。

庭田[1995]では、保険学の主目的を保険機構自体の理論の解明に置き、保険固有の理論の研究に向かうべきとする見解（大林[1960]初版、序）を次のように批判する。すなわち、保険は特殊な制度ではあるが、「自体」とか「固有」とかの文言を付して他の経済諸制度と峻別する必要はない（庭田[1995]p.2）。保険を峻別するような姿勢を取り続けたことによって、「保険学は経済学の継子」⁷⁾になってしまったとする（同p.2）。

7) この言葉自体は、Emanuel Herrmannのものである。また、庭田 [1995] では、狭い視野と領域の限定的あり方が保険政策論の低迷をもたらしたとする（庭田 [1995] pp.144-146）。

保険固有の理論の体系を志向するのが大林保険学であり、保険を他の経済制度と峻別する程に保険の特殊性を重視する必要はないとするのが庭田保険学といえる。大林 [1995] では、保険学の目的を「偶発的経済必要の集团的充足である保険の機構解明」(大林 [1995] 第3版, 序) としているが、偶発的経済必要を集团的に充足するというのが保険固有の機能と捉え、この固有性を把握するために保険固有の理論を必要とするというものであろう。しかし、固有性を説明するために全く独自の固有の理論が必要とは限らないであろう。むしろ、一般論が適用されて、他との比較が可能となって固有性が表れるのではないか。保険は経済制度であるから、経済学を適用して保険の固有性の考察が可能であろう。たとえば、保険の根本原則である給付・反対給付均等の原則は、それが一般論としての等価交換になぞらえて把握されて、初めて保険学的にも意味をなすであろう。すなわち、保険は特殊な制度であるが、交換によってあらゆるニーズの充足が指向される資本主義社会にあって、「偶発的経済必要の集团的充足」は、個々には給付・反対給付均等の原則に従って払い込まれた保険料との交換によって、そして、全体としてはそれが多数集積されて集团的に保険資金が形成されることによって、偶発的に生じた経済的必要にその保険資金が対応することで得られる。このとき、特殊な保険も交換によって処理されることが指向され、保険における交換には給付・反対給付均等の原則が働いているといえよう。いわば、保険的特殊性を一般論で濾過することによって保険の特殊性が明らかになるといえる。

大林 [1960] では、「保険自体の機構すなわち、経済的必要、危険、保険料、再保険等」(大林 [1960] 序) としているが、「経済的必要」、「危険」は必ずしも保険固有のものではないであろう。もちろん、保険に関係させることでこれらの用語が特別な意味をもったり、用語間に特別な関係ができて、保険固有のものとのできるかもしれない。しかし、間違いなく保険固有のものといえる「保険料」は、経済学一般からすれば価格に相当し、保険料の分析において価格理論が援用されよう。そのことが保険の固有性を無視した保険分析となるのではなく、逆に一般論としての価格理論を援用することによって、通常の商品価格との違いが明確となり、保険の固有性が確認できるのではないか。実際、大林

[1995] を見る限り、保険料などの保険に固有なことの考察は見られるが、必ずしも固有な方法での考察にはなっていないと思われる。そこでは保険特有の内容の解説が意欲的になされているが、それは保険固有の理論の展開というよりも、現実の保険を意識した実学的な理論的解釈・解説といったものである。

保険は固有のものを有する特殊な制度である。大林保険学の用語を使えば、「偶発的経済必要」へ対応する特殊な制度である。しかし、「偶発的経済必要」への対応は、人間社会にとって近代資本主義社会にのみ求められることではなく、あらゆる社会に求められる普遍性をもった要請であり、その要請に対応する制度として資本主義社会では保険という制度が支配的になったと考えるべきであろう。保険の特殊性とは、かかる意味での歴史的特殊性であり、それはある普遍性をもった機能を果たす制度の性質が土台である社会経済体制によって規定されるということである。したがって、そのような制度の考察において中心を占めるのは、体制関係によって規定される制度の性質、すなわち、本質である。そこで、本質論は普遍的＝超歴史的要素と歴史的要素の二つを構成要素としなければならない。この歴史的要素に特殊性ないしは固有性が反映されるといへ、その特殊性を浮き彫りにするために、過去の制度との比較や現在の制度との比較が重要となるのであろう。大林 [1995]、庭田 [1995] にも含まれる保険類似制度の考察は、いわば保険学の考察における定番となっている。特殊性は、一般性に対する考察も行うからこそ明確になるのであり、一般論を適用（応用）するから明確になるのである。保険の特殊性を保険の固有性とし、しかも、固有の特別の分析手法を使って固有性の把握に努めれば、それは保険の、保険学の孤立化をもたらすであろう。

ある普遍性をもった機能を果たす制度の性質は、土台である社会経済体制によって規定されている。そのような制度の考察において中心を占めるのは、体制関係によって規定される制度の性質、すなわち、本質である。繰り返しになるが、本質論は普遍的＝超歴史的要素と歴史的要素の二つを構成要素とする。大林保険学の用語を使えば、偶発的経済必要への対応という普遍的機能を資本主義社会で果たしている制度が保険ということになろう。すなわち、「偶発的経済必要への対応」が保険の本質における超歴史的要素である。しかし、大林

保険学では保険の本質における歴史的要素が登場しないのである。保険の固有性を重視する大林保険学の保険本質論において、歴史的要素がないというのは皮肉な話である⁸⁾。庭田保険学の保険学説（保険本質論）「経済的保障説」が、華々しく展開された保険本質論争に終止符を打つ類の卓越した保険学説といわれるのは、一つには、本質論が要請するこの両要素があるからであろう。それは、超歴史的要素としての「経済的保障」と歴史的要素としての「予備貨幣の蓄積」である。このように把握できる保険は、確かに特殊な制度ではあるが、それを「自体」、「固有」として特殊な方法論、分析手法を使って考察する必要はない。むしろ、そうすれば保険学の孤立化をもたらし、保険学は無視される危険性がある。それではなぜ、保険学は現在隣接科学から無視されているのであろうか。

庭田 [1995] では、「経済社会のあり方や発展方向の路線づけをもしている現代保険の姿を思うとき、保険が自体性や固有性の垣根を意識し過ぎたこととの反省が、ここに至って生ずるのであろう」(庭田 [1995] p.2) とされる。大林保険学的な特殊性を求めた議論が保険学の孤立化をもたらし、そのことに対する反省が求められるとする10数年前のこの指摘は、今日ではどのように考えられるのであろうか。金融自由化の波に乗って、学問として保険の固有性の垣根を取り払ったことで保険が金融に呑み込まれるような方向に流れているのではないか。しかも、私的保険の考察ばかりが進められ、公的保険の研究が著しく立ち遅れている。こうした状況を反映して、社会保障関係の分野では保険学無視の状況となっているのではないか。事態が深刻に思われるのは、こうした保険学無視の動向が、いろいろなどころに見られるからである。こうした事態が大学における保険教育の動向としてみると、保険学の伝統的科目の削減といった状況に結びついているのではないか。今や、保険と金融の異質性を軽視した反省が求められているのではないか。もともと、個性のある保険という制度を分

8) 保険の歴史的要素が欠落したのは、保険の超歴史的要素をもって保険の固有性と捉えたためであろう。ある普遍性をもった制度が特定の歴史的段階で保険という制度になったといえるので、その歴史的要素が明らかにされなければ保険の本質解明とはならない。ここで詳しく述べる余裕はないが、これは経済準備説が陥ったのと同様な問題であると考える。詳細は、小川[2008a]pp.25-26を参照されたい。

析するにおいて、分析の方法として、当然のことながら、他の経済制度との同質性、異質性両面が考察されるべきである。両面が考察されることによって、保険の性質や保険自体が明確となってこよう。したがって、ことさら保険自体や保険固有にこだわる必要もなく、分析手法としては一般的な分析手法によってこそ他の比較が可能となって、逆に保険自体、保険固有が明確となる。しかし、一般的・汎用的分析手法を採る際に、分析対象である保険の捉え方が過度に抽象的・一般的となれば、保険の没個性化を進めるという保険分析の適切さに欠ける危険性がある。現在の金融論あるいは情報の経済学による一般的・汎用的な分析手法が保険を過度に抽象的に捉え、過度に保険と金融を同質的に把握するという適切さに欠ける分析となっているのではないか。これを「行き過ぎた同質性の分析」と呼ぶことにしよう。前述の保険と金融の同質性の議論はすでにそうなっているのではないか。このような状況について、一般性、特殊性の議論に引き付けて考えてみよう。

田畑[1989]では、庭田[1995]と同様な批判が展開される。すなわち、「かつて保険の特殊性をあまりに強調したために、保険学そのものが危機に陥った苦い経験」があり、他のものとの「共通部分を理解した上で、初めて特殊性が理解される」とし、一般的なもので説明できない部分においてのみ、「保険を特殊な分野として位置付ける必要がある」とする(田畑[1989] p.42)。そして、保険の特殊性を強調する保険学に対する批判的立場からの研究として、高尾[1987]などの研究に注目する。一般的な分析手法に従ってこそ他の制度との共通の基盤で比較が可能となり、比較を通じて保険の個性を把握できるので、共通部分を重視し、一般的な分析を重視するという田畑[1989]は筆者の見解と同様であると考えられる。それでは、田畑[1989]が注目する研究とはいかなるものであろうか。体系的な考察が行われているものとして高尾[1991]があるので、高尾[1987]ではなく、高尾[1991]を取り上げよう。

高尾[1991]では、「保険学では保険の特殊性、より正確には保険制度に固有の法則性つまり保険の本質を摘出することが至上の課題とされてきた」(高尾[1991]p.1)が、「伝統的な保険学が保険の特殊性を過剰に強調するあまり、保険の一般性への配慮を欠き、現実から遊離した『机上の空論』を展開する傾向

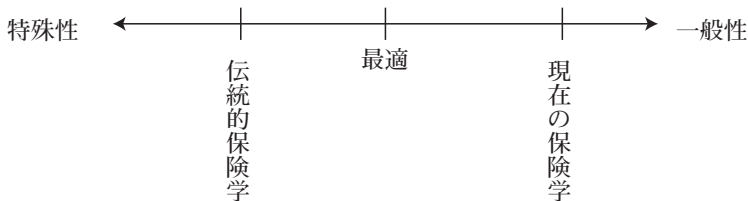
にあったこと」(同p.3)が問題であるとする。特に、保険の決定的な特殊性として危険の平均を可能とするための保険契約者の集団の存在があげられるが、保険の特殊性は他の経済制度の中にも類似の論理構造を見出すことがさほど困難ではないという意味で「相対的特殊性」に過ぎないとする(同pp.1-2)。伝統的保険学は保険現象固有の法則性の解明に目を奪われ、現実問題を直視することがあまり多くなく、門外漢に容易に理解しにくい特異な概念や思考様式を玩ぶ傾向があるため、学会内特殊用語(jargon)が乱用され、部外者には全体系への見透しがつきにくいとする(同pp.3-4)。また、他学問との双方向の変換回路がなく、保険学は自閉の状況にあるとする(同p.4)。保険の特殊性を深く探求しつつ他の学問領域でのイノベーションを察知・吸収すべきで、双方を橋渡しする共通言語をミクロ経済学とする(同p.4)。

以上のように、高尾[1991]では伝統的保険学は保険本質論偏重の一般性への配慮を欠いた特殊性偏重の学問とされる。保険本質論偏重＝特殊性偏重としていることから、共通準備財産説、経済準備説、経済的保障説といった保険学説の「共通準備財産」、「経済準備」、「経済的保障」という用語が学会内特殊用語とされるのであろうか。高尾[1991]では、危険移転制度の基本構造が時代の変遷を問わず厳存し、近代保険にもその論理が貫徹するとするが(同p.5)、この場合の「危険移転制度」は伝統的保険学における「共通準備財産」、「経済準備」、「経済的保障」といった保険本質論の超歴史的要素と同じではないか。また、「保険の特殊性を深く探求しつつ他の学問領域でのイノベーションを察知・吸収すべき」であるということに異を唱える論者はいないであろう。一般性と特殊性をめぐる議論は、水島[1967]の次の指摘によって、言いつくされているといえよう。すなわち、「保険のもつ特殊性を強調することによっては、保険技術的側面に必要以上の力点が置かれ、かくて経済理論不在の保険経済学となる危険性が多分にある。他方、一般性の強調によっては、保険に特有の諸要素の捨象化の上に立った理論の展開により、保険経済の本体を見失ったまま『保険の』経済理論を僭称することになるおそれ大きい。この両極の中で、保険経済の特殊性を重視しつつ、これに経済理論の骨組みをいかに与えるか」(水島[1967]序p.2)が重要である。この点に異を唱える者もいないであろう。

あるいは、伝統的保険学の論者も高尾 [1991] のいう「相対的特殊性」に異を唱える者はいないのではないか。したがって、一般性と特殊性の両極に対して、保険の特殊性にどう一般論を応用するのが適切なのかを考えて保険の分析を行うということを重視するという点では、伝統的保険学も高尾 [1991] も同じではないか。むしろ、いかなる立場に立つものであっても、一致できるほどの理念的なものといえよう。理念的なものとして一致できるとすれば、両者の差異は量的なものに還元できるのではないか。やや単純化し過ぎるきらいはあるが、図を使ってイメージしてみよう (図1参照)。

図1の一般性、特殊性の極を両極とする線上において考えることにする。いま、便宜的に真中を一般性、特殊性の組み合わせが最適な水準とする。この線上で保険の固有性を重視する大林保険学は、庭田保険学に比べてより特殊性の極よりといえよう。この線上で高尾 [1991] の批判を受け入れて考えると、伝統的保険学は真中より左に位置する。一方、保険の本質重視の伝統的保険学に否定的な現在の保険学は過度な一般性を帯びていると思われるので、真中より右に位置すると考える。以上の考えに基づいて図示した結果が図1である。このように捉えた場合、新しい保険学を意識して現代の保険学の課題として指摘できることは、その方向が左に向かうこと、すなわち、現在よりも特殊性を重視することである。より具体的には、後述するように保険の本質重視ということである。したがって、左の方向に向かうとは保険本質論重視の「伝統的保険学の再評価」(小川 [2008a]) を意味しよう。

図1. 保険学の一般性と特殊性



ところで、一般性、特殊性をめぐる基本的な点では一致しているので両者の違いは量的違いに還元できるとしたものの、もちろん質的な違いはある。質的な違いは何かとなれば、それは拠って立つ学問的立場、そしてより具体的には、採用する理論および適用の仕方であろう。高尾 [1991] はそれをミクロ経済学に求めているといえるのではないか。それに対して、各自が保険学説を提唱するかのようなかつての伝統的保険学の保険本質論争は、過度な特殊性把握に陥ってしまっていたといえよう。このように考えると、保険学は一般性、特殊性の両極に対して大きく振り子のように揺れ動いてきたといえる。

それでは、一般性の極に向けて振れた現在の保険学が一般性のある保険分析を志向した結果、どうなったのであろうか。保険学の継子扱いはなくなったのか。保険教育の調査結果を見る限り、保険学自体がなくなりそうな方向にあるのではないか。社会保障論や社会政策学から無視され、リスク学の構築においても排除されるような扱いを受けているのはなぜなのか。問題の核心は、保険学の体系を明確に構築し、隣接科学との関係を明らかにしてその接点を探るような努力がなされないことにあるのではないか。伝統的保険学が保険学の孤立をもたらしたとしても、その原因は保険固有の理論の追及や保険本質論偏重に陥ったためだけではなく、隣接科学との関係を明確にせず、あるいは、関係は明確であっても接点を探るような努力がなされなかったからであろう。翻って伝統的保険学を否定する現在の保険学は、一般性にこだわり過ぎて保険・保険学の没個性化によって、保険学の存在意義自体を失わせてしまうような働きをしているのではないか。それが保険教育としてみたとき、危機的状況をもたらした一つの要因となっているのではないか。

日本経済の高度成長を支えた社会経済体制のあらゆる面に制度疲労が生じ、その制度疲労の最たるものとしての保険業界の凋落・信用失墜・社会的地位の低下が生じた時期と没個性化の学問動向が重なり、保険学の状況に悪影響を与えているのではないか。そのような中では、保険を金融と同質に扱ってより一般的な分析を志向するのではなく、保険現象が複雑化したことによって保険とは何かを探ることが要請されていると受け止め、保険の本質を重視することではないか。すなわち、かつての保険本質論争のようなものが求められていると

は思わないが、保険の本質を問う必要が生じている。そのような状況にもかかわらず、保険の本質を問うことは保険の特殊性にこだわることであり退け続けていることが、保険学の危機的状況に結びついていないだろうか。特殊性を把握すること自体は悪いことではなく、必要であり、その特殊性を他の学問に対して説明していく努力が必要である。そのためには、保険学が他の学問との接点を設定し、双方向の変換回路が構築されることを目指すべきである。伝統的保険学に向けられた特殊用語を乱用し、自閉的状況にあるとの批判を深刻に受け止め、他の学問との接点を設定し、会話をする努力をすべきである。もちろん、制度疲労には大学教育、ひいては、教育制度自体の制度疲労も含まれ、大学教育における保険教育の制度疲労も保険学の危機的状況の背景にあらう。しかし、最も大きな要因は、保険の本質、独自性を明らかにしようとしないうことによって、保険学自体の存在意義を失わせていることにあるのではないか。保険の本質を明らかにしつつ、隣接科学との接点を構築することが必要である。これを充足する保険学の体系が、求められているのではないか。

5. 保険学の体系

現代の保険学の体系を考えるにあたって重要なことは、保険の一般性、特殊性いずれを重視するかではなく、特殊性を前提としつつその特殊性を浮き彫りにするために、どのような一般論をどのように適用するかである。したがって、保険学は応用科学的側面を持つ。また、前述したように、集合科学的把握が試みられる程に様々な学問と関わるため、隣接科学として基礎諸学と補助諸学を持つことを認識することが重要である。保険学の核心的なテーマの一つは、社会経済において一つの個性をもった保険という経済制度の意義と限界を明らかにすることである。そのためには、考察対象である保険の本質把握が重要である。保険代替現象の発生によって、保険の本質把握が特に重要となっており、適切な保険の本質把握を通じて保険の意義と限界を探るというのは、換言すれば、隣接科学の力を借りながら保険と社会の接点を探るということであろう。そのためには、隣接科学自体との接点が重要である。伝統的保険学も、現在の保険学もこの点が不十分であった。隣接科学の力を借りて保険と社会との接点

をどう求めるのか、その課題を意識的に設定する努力を怠ってきたのではないか。その課題に応えるために必要なことは、先に「保険学の課題」として考察したものの中にある。具体的には、次の3つとして把握できる。

- (1) リスクマネジメント論の構築
- (2) 保険金融論の構築
- (3) 公的保険論の構築

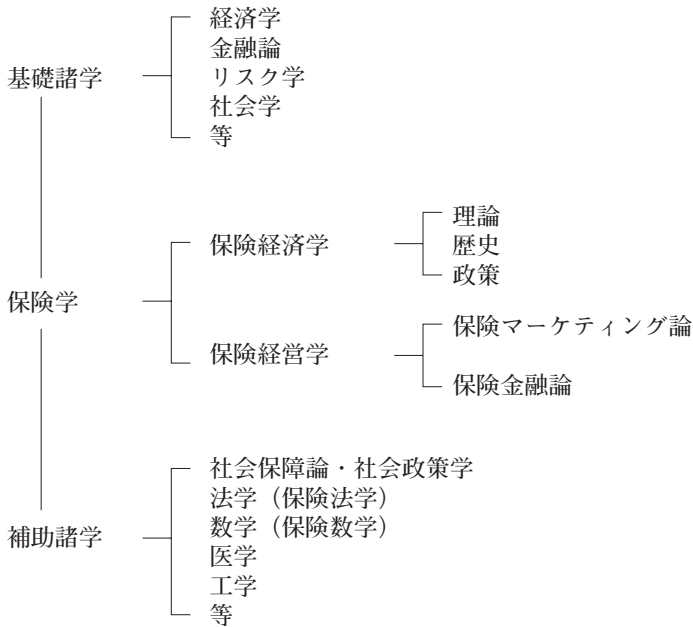
リスク社会化したことによって、リスクが非常に重要となり、リスク学が求められる程になってきた。そのような状況で保険代替現象が生じ、リスクマネジメント論が重要となっているが、銀行の財務リスクマネジメントの発達や COSO[2004]によるERM (Enterprise Risk Management) によって、保険・保険学を中心としたリスクマネジメント論以外の流れも形成されてきている。ここでのリスクマネジメント論は、保険学において従来から培われてきたものの延長線上にあるもので、それは土台の社会経済の在り様を問うリスクマネジメント論であり、リスク学の構築に貢献するものでなければならない。学問体系としてリスクマネジメント論をリスク学に含め、リスクは保険にとっての基本概念といえるから、リスク学・リスクマネジメント論は保険学の基礎諸学として位置付けられるであろう。このような位置づけを行うことでリスク学との接点を求め、リスク学構築への貢献を通じて、金融論・情報の経済学の盲目的な適用もなくなっていくのではないか。

保険学と金融論との生産的な関係を築くためのポイントの一つは、保険の特殊性に配慮した保険の金融分析である。この保険の特殊性を明らかにするためにも、独自の保険金融論の構築が求められる。

公的保険論においては、隣接科学との関係で社会保険論が重要であり、公的保険としての社会保険論、経済的弱者の保険としての社会保険論（小川[2008a]pp.66-77）あるいは経済的保障制度としての社会保険論を展開することによって、社会保障論や社会政策学との接点を求めるべきである。具体的題材として、社会保障改革論議に積極的に関わっていくべきであろう。

以上のような、隣接科学との接点を考慮に入れながら、現代の保険学の体系を図2のように考える。

図2. 保険学の体系



(出所) 庭田[1995]p.4, 石田[1989]p.4を参照して、筆者作成。

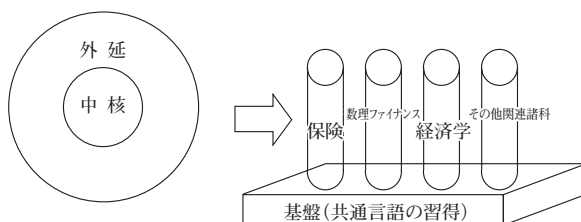
このような保険学の一般性と特殊性の議論を踏まえた保険学の体系に対して、米山高山教授の見解が注目される(米山[2005])。米山教授を中心とするグループには、保険学と保険教育をめぐる一連の成果がある⁹⁾。それらの成果は、保険学の体系化と高等教育における保険教育についての有力な先行業績といえ、

9) 具体的成果として、Harrington=Niehaus[2004]の翻訳(米山=箸方監訳[2005])、同書と同様にリスクを重視した新しい保険学のテキスト(下和田編[2004])がある。これらの成果の相互関連等の詳細は、米山[2005]を参照されたい。

高く評価されるべきものである。ここでその全体をカバーするのは困難なので、本稿のテーマに引きつけて保険学の一般性と特殊性の議論に基づく米山[2005]における保険学の体系、保険教育に関する見解を取り上げる¹⁰⁾。

米山[2005]では、一般性と特殊性の議論を保険自体の理論と保険に関係する外延の研究の関係とし、「中核」と「外延」によって規定されているとする。この「中核」と「外延」を「土台」と「自立」に転換し、保険理論を脱中心化する必要があるとする（図3参照）。これは保険の独自性と自立性が放棄されているように見えるが、よって立つところの土台を通して、関連他分野と会話するための共通言語を獲得することができ、他の分野の浸食により保険の分野が消滅してしまう恐れよりも、保険研究をめぐるより普遍的で学際的な理論研究ができるメリットの方がはるかに大きいとする（同p.22）。

図3. 米山[2005]の概念図



(注) 基盤に自立する領域は4つとは限らない。

(出所) 米山[2005]p.23,図1「保険論の脱中心化の概念図」。

「一般性と特殊性の議論から発想を転換せよ」と受け取れる斬新な見解である。指摘の通り、共通言語は必要であろう。共通言語という点では高尾[1991]と同じ問題意識といえ、共通言語とは文字通りの言葉・専門用語のみならず採用する理論も含まれるのであろう。しかし、土台の共通言語を自立している分

10) 「保険事業と同じく保険学もまた新しい研究・教育モデルを立ち上げないと、その存続が問われることになるのではないか」(箸方[2003]p.149)との問題意識で、テキストまでも視野に入った考察を行っている箸方[2003]も有力な先行業績である。

野に適用することによって、独自の意味を持ってこないのであろうか。たとえば、米山教授が重視する「リスク」については、共通言語（基盤）の次元の「リスク」と保険学（自立）における次元の「リスク」は全く同じものなのであろうか。共通言語で会話をするというのは、具体的にはどういうことを意味するのであろうか。また、高尾[1991]と同様に、共通言語の獲得で他分野と会話が成り立ち、保険学の継子扱いはなくなるということであろうか。これに対する筆者の見解は、前述のとおり、接点がなければ保険学無視の動向は変えられないというものである。たとえていえば、共通言語ができて、言葉を使う話題がなければ会話は成り立たないのではないかということである。少なくとも、リスクを中心とした共通言語を獲得しても、社会保障・社会保険における保険学無視の流れは変えられないのではないか。あくまでリスクを基盤とするならば、社会保障・社会保険を社会的リスクマネジメント手段とする枠組みでの議論が成り立ちそうであるが、その場合は、保険学ではなくリスクマネジメント論となるのではないか。この点からは、リスクマネジメント論一本にしたほうがすっきりするのではなからうか。

米山[2005]では、アメリカの保険学をリスクマネジメントという実務の窓と保険の理論的研究の二つの窓を持つものとし、それは伝統的な保険学が備えていた実学と理論の両側面を中身を変化させながらも引き継いでいるものとする一方で（同p.11）、保険研究の国際的潮流を「リスクマネジメントと保険」とするが（同p.24）、国際的潮流としてのリスクマネジメントと保険もリスクマネジメント＝実学、保険＝理論という棲み分けがなされるのであろうか。リスクマネジメント論にも保険学にも実学と理論があると思われるので、仮にリスクマネジメント＝実学、保険＝理論としてリスクマネジメントと保険の並列を指向するのであれば、それは困難ではないか。国際的な潮流が「リスクマネジメントと保険」にあるとしても、その源流がリスクマネジメント＝実学、保険＝理論というアメリカの保険学にあるならば、その流れに乗るよりも別の流れを目指した方がよいと考える。「リスクマネジメントと保険」をキーワードとし、リスクを中心とした共通言語を獲得したとしても、繰り返しになるが、意識的に話題づくりを行わなければ、会話は成り立たないのではないか。

次に、保険教育に関してみてみよう。保険学の体系と保険教育を一体的に把握することを試みる米山[2005]は、保険教育の観点からも注目される。学生に保険学関係の科目を魅力的なものとするためには、保険を勉強することが決して特殊なことではなく、他の科目と深く関連し、関連科目の学習に役立つことを示すことが必要であるとする（同p.13, p.16）。「ほとんどの学生は保険の専門的な知識を学びたいのではなく、保険を学ぶことをとおして社会人としての基礎知識を習得することを目的としている」（同p.17）ので、「統計学、経済学、企業ファイナンスおよび金融工学と同じ基盤の上で保険を説明することは、有益なことである」（同p.17）り、「新しい一般性の上に保険論が再生するための唯一の方法である」（同p.17）とする。このように、一般性、特殊性をめぐる議論を保険教育面にも適用し、保険学の体系との一体的考察がなされる。また、図1で考えると、特殊性の極へ向かえとする筆者の主張と真っ向から対立する一般性の極へ向かえとの主張である。

確かに、保険教育の観点からは、学生にとって保険関係科目を魅力的なものとするのが重視されるべきであろう。保険業界の人気があり保険学の内容と無関係に学生が保険の授業に集まった昔を思い出し、他力本願的に保険業界の人気復活を願うのではなく、その内容を問うべきである（米山[2005]p.18）。しかし、その内容はリスクから始まる統計学、経済学、企業ファイナンスおよび金融工学と同じ基盤の上での保険学であろうか。科目の魅力を高めるにおいて、関連科目との関係を示すということは重要であるが、既存の保険関係科目でもある程度行われているのではないか。米山[2005]では、従来のテキストが次のように批判される。すなわち、「収支相等の原則と給付反対給付均等の原則から始まり、大数法則を通俗的かつ抽象的に解説するという方法は、学生に対して保険の特殊性を強調しすぎるために、他の分野との通訳可能性がない学問であるとの誤解を増大してきたのではなかろうか」（同p.15）。伝統的保険学に基づく保険の二大原則を軸とした伝統的保険教育に向けられたこの批判は、その通りであろう。しかし、「経済学との関係においても、保険の二大原則と経済学の間をつなぐ橋を見つけるのが難しい」（同p.15）とするのは、言い過ぎではないか。

先の図3の議論は、一般性、特殊性の議論からの解放を意図しているといえるが、米山教授自身がいうように、「特殊性と一般性という表現をするならば、基盤が一般性に相当し、基盤の上に自立する保険理論が特殊性（専門性）にあたる」（同p.22）ので、一般性、特殊性の枠組みでも議論できる。むしろ、一般性、特殊性をめぐる議論は、両者の最適な組み合わせを求めるという学問の普遍的要請に関わるといえるのではないか。保険の二大原則と経済学をつなぐ橋も、こうした普遍的要請としての一般性、特殊性の議論に引き付けて考えることができ、それは要するに保険の二大原則という特殊性に経済学一般の理論がどのように適用されるかということであろう。米山教授は、保険の二大原則があまりに特殊であるため一般的な経済学が適用できないとするのであろう。筆者は、そうは思わない。保険は、資本主義社会における経済的保障制度である。この保険の本質的把握からいえることは、保険には資本主義性が溢れているということであり、そうであるならば、資本主義社会に鋭い分析を行ったスミス（Adam Smith）やマルクス（Karl Marx）によって保険の二大原則を説明することができると思う。すなわち、以下の通りである。

スミスは『国富論』で「各人が利己心に基づいて行動しても、神の見えざる手に導かれて社会全体の利益になる」という予定調和説を展開したが（Smith[1789]p.421, 大河内監訳[1993]p.120）、「保険ほど資本主義的なものはない」と言われるほどの保険であれば、予定調和説による把握が可能であろう。それは、「各人が利己心に基づき給付・反対給付均等の原則に従って保険に加入しても、大数法則に導かれて、収支相等の原則が達成される」となる。保険における「神の見えざる手」が大数法則であり、大数法則が保険におけるミクロとマクロの調和を図るのである。しかし、大数法則の適用はそれほど簡単ではなく、ここにマルクスの指摘した「商品の命がけの飛躍（Salto mortale）」（Marx[1962]S.120, 岡崎訳[1979]p.141）ならぬ「保険の命がけの飛躍」が求められることになる。マルクスは『資本論』で商品の交換過程を「商品の命がけの飛躍」と呼び、「もしそれが失敗すれば、なるほど商品はひどいめにはあわないが、しかし商品所有者は確かにひどいめにあう」（Ebenda S.120, 同訳[1979]p.141）としたが、保険団体の形成を「保険の命がけの飛躍」と考える

ことができ、「もしそれが失敗すれば、なるほど保険事故に遭遇しなかった保険加入者はひどいめにあわないが、保険者と保険金をきちんと受け取れない保険加入者はひどいめにあう」となろう。あくまでも保険の二大原則による考察は、原理論的な考察であり、現実の保険は原理論が有する様々な問題を克服しており、その克服こそが保険の命がけの飛躍としての事業としての保険の展開であり、それが制度としての保険を成り立たせている。その保険の命がけの飛躍を直接的に行っているのが、保険技術である。したがって、保険技術とは、収支相等の原則を達成すべく多数の保険加入者から少額の保険料として集めた貨幣を集積し、少数の保険事故に遭遇した保険加入者に多額の保険金という貨幣として分配すること、すなわち、 $\langle \text{多数} \times \text{少額} \rangle$ の貨幣を $\langle \text{少数} \times \text{多額} \rangle$ の貨幣に転換する業であるといえる。この保険技術の適用の仕方によって、保険者の主体性が個々具体的な保険の性質に反映する。かくして、「保険者は、単に保険団体の順調な運営のための無色透明な潤滑油、あるいは保険制度という舞台での黒衣（くろご）としての役割を演じるのみである」（高尾[1987]p.128）との伝統的保険学に向けられる批判を克服することができよう。

「神の見えざる手」、「商品の命がけの飛躍」という一般理論を大数法則を介して結ばれる特殊な保険の二大原則に適用することによって、保険の勉強は特殊なものではなくなるのではないか。また、この考察は、共通性としての保険の本質と個別性としての個々の保険の性質との関係を保険技術、保険者を介して説明する枠組みを提示し、原理論としての保険経済学とそれを現実面接合する保険経営学との関連づけも示している。しかも、この枠組みを使えば、伝統的保険学にしばしば向けられる批判点としての保険の相互扶助性をめぐる議論も理論的に把握できる（小川[2008a]pp.79-116）。箸方[2003]では、『『多数の経済主体の結合』』という意味で保険団体が存在するという仮定は、経済学的市場論のアプローチを封じ、現代の保険制度を全て『相互扶助制度』とする保険業界の通念の存続を支えるものであり、「保険団体から出発するのではなく保険取引から出発しなければならない」（箸方[2003]p.150）とするが、出発点をどこにするかの問題ではなく、給付・反対給付均等の原則に律せられる保険取引が大数法則を介して保険団体の形成に結びつくという一体的解釈は原理

論での解釈であり、それを現実に接合する保険企業の主体性＝保険技術の発揮を考へることによって、保険そのものの相互扶助性が否定されることになるのである。こうして、伝統的保険学に向けられた主体性のない保険者の前提、保険団体の形成および保険の相互扶助性という批判を克服することができるであろう。

保険本質論偏重に陥った伝統的保険学に対する批判と同様な特殊性についての批判が保険の二大原則を軸とした伝統的保険教育にあてはまるが、その克服は新しい一般性の議論ではなく、一般理論による保険の二大原則の解釈によるべきである。統計学、経済学、企業ファイナンスおよび金融工学と同じ基盤の上で保険を説明することは有益なことではあろうが、そのことをもって保険学の再生が新しい一般性によってのみなされるとするのはなく、あくまで特殊保険的な保険の二大原則を軸とする姿勢を保持し、その特殊性を一般理論で説明するということによって保険学の再生を目指すべきであると考えられる。やはり、保険の特殊性の核心である保険の二大原則と距離をおいた一般性の追求は、保険学の没個性化によって保険学の存在自体を危うくすると思われ、隣接科学との会話を可能とする保険学の体系が求められるといえ、それは図2のようにならう。この体系に基づいて、保険学のカリキュラムが考えられるべきである。

6. 保険学カリキュラムのあり方

「多種多様な保険の存在」という保険現象の特徴から、保険の共通性と個別性が重要であろう。様々な保険が存在しても、あるものを保険といえる限りはそこには保険といえる何らかの共通性があるはずである。この共通性こそが保険の本質であろう。一方、様々な保険は共通性を持つと同時に、それぞれの個性をもっているため、各々の保険の個別性も重要であろう。保険の共通性＝保険の本質と保険の個別性＝個々の保険の性質との関係が重要である。これを科目として表せば、共通性に基づく保険学総論と個別性に基づく保険学各論の2科目が基本とされよう。この科目構成は、先に考察したわが国の伝統において形成されたドイツ流総合保険学の保険総論、イギリス・フランス・アメリカ流の個別保険学の保険各論というカリキュラムの型と同じである。これが戦後も

継承され伝統となったのは、保険現象において重要な共通性、個別性へ対応する構成という点で、学問としての正当性があつたからであろう。しかし、保険学各論は、従来の生命保険、損害保険、社会保険という分類ではなく、生命保険、損害保険、公的保険に分類されるべきである。保険学が設置される学部は、主として商学部、経済学部であろうから、これらの学部を前提として、今までの議論を踏まえて、具体的なカリキュラムの体系を講座数との関係でみてみよう（図4参照）。

図4. 講座数とカリキュラム

1 講座	2 講座	3 講座	
保険学総論 保険経済学 保険経営学	保険学総論 保険経済学 保険経営学 リスクマネジメント論	保険学総論 保険経済学 保険経営学 リスクマネジメント論 保険学各論 損害保険論 生命保険論 公的保険論	
4 講座	5 講座	6 講座	7 講座
保険学総論 保険経済学 保険経営学 リスクマネジメント論 私的保険論 損害保険論 生命保険論 新種保険論 公的保険論 社会保険論 その他の公的保険論	保険学総論 保険経済学 保険経営学 リスクマネジメント論 損害保険論 海上保険論 火災保険論 新種保険論 生命保険論 公的保険論 社会保険論 その他の公的保険論	保険学総論 保険経済学 保険経営学 リスクマネジメント論 損害保険論 海上保険論 火災保険論 生命保険論 新種保険論 公的保険論 社会保険論 その他の公的保険論	保険学総論 保険経済学 保険経営学 リスクマネジメント論 損害保険論 海上保険論 火災保険論 生命保険論 新種保険論 公的保険論 社会保険論 その他の公的保険論 生活保障論

(出所) 庭田[1985]p.16, 図Cを参照して, 筆者作成。

最も基本とされる学科目は、多種多様な保険の共通性を重視した保険学総論であり、その中心は保険経済学と保険経営学である（図2参照）。保険経済学は、基本的な学問体系である理論・政策・歴史に対応して、保険理論・保険政策・保険史により構成される。保険理論では、保険の本質の究明を基本的な目的としつつ、保険の二大原則の考察を中心として、保険の意義と限界が保険の原理、機能、仕組みの考察を通じて明らかにされる。保険政策は、望ましい保険制度に到達するための手段、方法等の考察を行うが、保険は事業として展開されるため、保険事業の監督のあり方などが考察の中心となる。保険史は、そのような保険がどのように生成・発展してきたかを考察するが、保険が資本主義社会における経済的保障制度であることから、経済的保障制度の歴史の中で、近代という特定の歴史的段階で保険が生成した様子、その後の資本主義の変遷とともに保険がいかなる歩みをしたかを考察する。保険政策、保険史は現実の保険と直接かかわるが、保険理論は抽象化された次元での原理論の考察となるので、保険理論は応用されながら保険政策、保険史と密接な関係を有し、三者が重要な相互関係を持つ。

しかし、具体的な事業としての展開は、保険者による保険経営として現れる。それは、原理論が大数法則を「神の見えざる手」とする一種の無矛盾の世界を前提としているので、そのような原理論を現実に接合する役割を果たす。その核心は、収支相等の原則達成のための保険技術の発揮にあり、保険経営としてどのように保険技術が発揮されるかである。これを考察するのが保険経営学である。その中核は、保険の商品内容決定、保険販売・アンダーライティングに始まる一連の経営活動過程に関する保険マーケティング論と保険の金融的機能に関わる保険金融論である。保険マーケティング論は、いかに保険を販売して保険団体を形成するか、そして、その維持運営に関する技術的業務に関わるといえるため、通常のマーケティングに比べてかなり特異なものとなる。構成要素としては、アンダーライティング、料率決定、販売政策、再保険および保有、保険金支払決定・査定、会計などである。保険金融論は、保険資金運用業務に関する考察ともいえるが、保険経営上は保障業務との一体的な展開がなされることから、常に両業務の統一として表れる点が重要であり、このことから他の

金融機関に対して保険者が特異な存在であることを認識しておかなければならない。こうした保険の特殊性をできるだけ一般理論によりながら、考察する。

これら保険経済学、保険経営学を柱として、共通性をより明らかにするための個別性の考察として保険各論の考察や補助諸学の考察が含まれるのが望まれる。特に、保険各論としての損害保険論・生命保険論・公的保険論、補助諸学としての保険法学、保険数学ぐらゐは簡単なものでも含まれるべきであろう。さらに、保険の意義と限界を考察するにあたって、現代的な問題としての保険代替現象に注目すべきであろう。リスクマネジメント手段としての保険は、その発展において相対化されてきたが、保険代替現象もこの保険の相対化の延長線上にある現象といえよう。この保険代替現象において、今後保険が発展していくのか、衰退していくのか注目されるところであるが、こうした点に注意を喚起する程度のリスクマネジメント論も含められるべきであろう。以上を保険学総論がカバーすべき範囲であると考えるが、そのカバーする範囲はかなり広いものとなる。保険学の講座数を1講座とした場合、最も基本の科目としての保険学総論が教えられるべきであろうが、そのカバーする範囲が広いことから、1講座4単位で保険学を消化するというのは困難であろう。そこで、2講座以上が望まれるが、1講座にせざるを得ない場合は、周辺科目や他学部の提供科目などが勘案されながら、保険学各論、補助諸学、リスクマネジメント論のいずれかを圧縮・削減するような対応が求められよう。

2講座以上を考える場合、中核としての保険学総論に対していわば周辺として提示した保険学各論、補助諸学、リスクマネジメント論をいかに独立させるかという視点が基本とされよう。換言すれば、保険学総論の周辺科目の独立の優先順位を考えるといったことになろう。優先順位は、リスクマネジメント論、保険学各論、補助諸学の順となるのではないか。もちろん、大学・学部の方針との関係、他学部で提供される科目との関係で優先順位が変わることはあろう。

2講座の場合は、リスクマネジメント論が追加される。リスク学の構築が指向されるほどにリスクに関する科目が重要であり、リスク分析の先進分野としての保険学の貢献が期待される。リスクマネジメント論上は保険はリスクマネジメント手段の一つと位置づけられ、制度的な考察は軽視されがちであるが、

土台の社会経済とのかかわりも重視することで保険の制度としての側面の考察も行う。土台の社会の在り様を問い、新たな保険現象である保険代替現象も考察の対象とする。

3講座の場合は、保険学各論が追加される。保険学各論は、保険の個別性を重視した考察であるが、保険をどう分類するかが決定的に重要である。伝統的な生命保険論、損害保険論、社会保険論が柱といえるが、社会保険論については、保険学の課題や保険学と隣接科学との関係から、公的保険論とすべきであろう。

4講座以上は、保険学各論に所属する学科目をいかに独立させていくかがポイントといえる。まずは、私的保険、公的保険の分類が重要であるから、保険学各論を私的保険論、公的保険論に分ける。5講座は、損害保険論と生命保険論を独立させる。6講座は、損害保険の中から新種保険論を独立させる。

もちろん、図4が唯一の形態ではないが、講座の増加に伴って保険学各論部分をどのように独立させるかが基本とされよう。また、保険学総論が低学年開講で保険学各論が高学年開講となろう。この基本型に補助諸科学の保険法学などが加わるが、法学部などの他学部で設けられることとなろう。

さらに、別次元の科目として、生活設計論、生活保障論なども考えられる。7講座以上に科目を設けることができる場合にこのような科目も対象となるであろうが、もちろん、学部全体からみた科目のバランス等から、保険学各論に対して優先順位を持たせた方が良い場合もあろう。いずれにしても、隔年開講などを含めれば、かなりの種類の科目を開講することが可能であろうが、言うまでもなく、各大学の状況に応じて最適なものの選択を目指すことになる。

保険金未払い問題が社会問題となり、生命保険業界、損害保険業界ともその対応に追われ、現在は大いに傷ついた信用の回復が待たれるところである。一方、社会保険庁の杜撰な公的年金の管理による「失われた年金」問題、今月(2008年4月)よりはじまった後期高齢者医療制度の混乱など、公的保険も大問題続きである。このように、私的保険、公的保険が大いに社会を動揺させているといえるが、改めて保険という制度の社会との関わりを深さを認識させられる。このような重要な制度である保険の教育が必要不可欠であることは明らか

であろう。もちろん、社会の変化によって保険も変化するであろうし、それに
応じて保険学や保険教育も変化していくべきである。しかし、求められる変化
の方向性は、保険学の科目の削減ではないであろう。社会の変化に対応した保
険学の体系化が求められ、その体系に基づく保険教育、大学における保険の高
等教育は必要不可欠であろう。保険学は、隣接科学との間に積極的な関係づく
りをしながら、大学教育においてはそのカリキュラムの充実を図らねばならな
い。そのことによって、保険学無視、保険学科目削減の流れを止めなければな
らない。

補論 本学における保険学カリキュラムのあり方

個々の大学におけるカリキュラムは、当然のことながら個々の大学の方針お
よびそれに基づく当該科目の位置づけ、大学の様々な状況が勘案されて、最善
のものが考えられることとなろう。これまでの考察は、いわば一般論としての
保険学カリキュラムについての考察であるから、ここでの本学としての最適な
保険学カリキュラムの考察は、この一般論に本学の様々な状況を勘案して行わ
れることになる。

本学の状況としてまず明確にすべきことは、保険学担当の教員数であろう。
その人数に、本学の様々な状況が象徴的に反映されるといえる。専任教員数に
ついては、全体・隣接分野（銀行論、証券論）とのバランスから、これまでと
同様1名と思われる。また、大学の方針等から考えて保険学分野に非常勤講師
を手当てすることも困難である。そこで、専任教員1名、非常勤講師なしとい
う状況で本学の保険学カリキュラムの課題を設定する必要がある。これまで伝
統的に1講座で保険学総論が「保険論」という名称で長年にわたって講義され
てきたが、前述のとおり、1講座で保険学総論を消化することが困難になっ
てきたことから、本学の保険教育における課題は、担当者数を変化させずにどの
程度講座数を増やすかということである。

筆者の考える最適解は次の通りである。

保険学総論半期2単位

リスクマネジメント論半期2単位

保険学各論半期2単位

隔年開講によりながら4単位科目を複数科目設けたいところであるが、専門科目以外の基礎科目や他の分野とのバランスを考慮して、2単位半期の講義を3科目として対応するというものである。保険学総論は、保険経済学・保険経営学を柱にして、簡易な保険法学や保険数学も含まれる。リスクマネジメント論、保険学各論は独立した科目を設けるので、保険学総論の構成としては、両分野は独立した別科目としての関係性を持たせる程度の講義内容とする。この3科目による全体を通して、経済的保障としての保険の側面の講義を強化しながら、隣接科目と連携しつつファイナンスの側面の講義も強化する必要がある。

追記 第7回調査結果について

本稿校正段階で第7回調査結果（日本保険学会ほか[2008]）が出たので、それに対する若干のコメントと本文で展開した筆者の問題意識を修正する必要があるかどうかについて述べたい。校正段階であるため、本文の修正は一切行わず、この追記で対応するというのが趣旨である。

第7回調査は、個人情報保護法の影響で厳しい制約が課されるなか、様々な工夫を重ねた調査であり、関係者の努力は高く評価されるべきである。そのような努力からアンケート依頼大学が541校、843学部へと増加したものの、こうした環境変化から回収率が57.1%に下がったため、前回調査との比較が困難となってしまった。そこで、前回調査との比較が可能と思われる48大学・大学院（国立8、私立40）を対象に、比較分析がなされていることが特徴である。その他、筆者が注目した点は次の点である。

1. 「ファイナンス」の科目を調査に含めたこと。
2. 調査を「教務担当者」と「教員」の二つに分けて行い、教務担当者も含まれていること。また、両者に意見等を聴取していること。
3. 個別の科目では、保険数学が急成長しているように思われること。また、社会保障論に減少傾向がみられること。

これらの点を踏まえて、本文中の問題意識との関係について考えたい。「アンケート調査結果（概要）」において、「②保険関連科目；保険に関する教育が、『保険論』の分野から『リスク・マネジメント論』『社会保障論』さらには『ファイナンス論』領域に分散、多様化している」（同p.2）との指摘に象徴されるように、保険学プロパー科目の減少傾向には歯止めがかかっていないようなので、引き続き厳しい状況に変わりはないと思われる。したがって、本文の問題意識を修正する必要はないと考える。今回ファイナンスを調査科目に含めたので、今後の継続的調査で保険学プロパーからファイナンスへの移行がみられるかが注目される。しかし、いずれにしても、保険学プロパーの領域を明確にする工夫が必要であり、その単純な方法としては、本稿で行った担当教員の日本保険学会所属状況の把握というのがあろう。このような工夫なしでファイナンス科目の調査を継続させた場合、本文で指摘した社会保障関係科目と同様な問題を抱えることになる。調査が困難な状況もみられるが、保険学分野の変化がより適切に把握できるよう、さらなる調査の充実を期待する。

参考までに、表2と同様な集計をファイナンス担当者、リスクマネジメント論担当者について行ったのが、表4である。すなわち、それぞれの科目の専任教員の日本保険学会所属状況を把握したものである。以下のような科目名をそれぞれの科目として集計した。

ファイナンス—ファイナンス（論）、ファイナンス基礎、パーソナルファイナ
 ンス論、ポートフォリオ理論、ライフプランニング論、金融
 論、国際金融論、金融工学
 リスクマネジメント論—リスクマネジメント（論）

表4.ファイナンス担当者、リスクマネジメント論担当者の日本保険学会所属状況
 （単位：人）

	合計	学会員	割合
ファイナンス担当者	35	4	11.4%
リスクマネジメント論担当者	27	17	63.0%

（出所）日本保険学会ほか〔2008〕、日本保険学会会員名簿（2007年7月現在）により、筆者作成。

ファイナンス担当者の日本保険学会所属状況は低く、リスクマネジメント論担当者の所属状況は高い。したがって、前述のとおり、ファイナンス担当者の学問領域が少なくとも保険学に属するかどうかを示すような統計が望まれるとともに、この比率が上がってくるような話題の設定が重要なのではないか。一方、リスクマネジメント論領域は比率が高いものの、わが国保険学がアメリカナイズされてリスクマネジメント論が増加していると考えていたので、筆者の受けた印象としては予想よりも低いというものである。本文でも取り上げたリスク学構築への試みなど、リスクという用語が様々な学問領域において重視されつつあるといえ、予想以上に保険学と異なる学問領域からリスクマネジメント論が開講されているということであろうか。この点をフォローするためにも、今後のアンケートの集計においてひと工夫ほしいところである。また、リスクマネジメント論においても、他の学問領域との間の話題設定が重要であろう。特に、リスクファイナンスについていえば、その話題設定がファイナンスとの話題設定になるといえよう。

参考文献

日本保険学会＝生命保険文化センター＝損害保険事業総合研究所[2008], 『大学における「保険分野に関する教育」についてのアンケート調査報告書』日本保険学会・生命保険文化センター・損害保険事業総合研究所。

表3. 日本保険学会所属状況(詳細)

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
北海道大学	保険法	大塚龍児		高齢社会の政策課題	駒宮史博
	社会保障法	保原喜志夫		高齢社会の政策課題	石田千代子
	商法演習A	山本哲生		高齢社会の政策課題	羽貝正美
小樽商科大学	保険論	中浜 隆	富山大学	保険・海商法	志津田一彦
	社会保障法	片山由喜	金沢大学	社会保障論	横山嘉一
岩手大学	社会保障論	藤原干沙		社会政策論	伍賀一道
東北大学	福祉経済特殊講義	日野秀逸		福祉政策論	井上英夫
	加齢経済特殊講義	吉田浩	保険法・海商法	伊勢田道仁	
	商法第3部	小林 登	静岡大学	農業協同組合経営論	木宮健二
	社会保障法総論	伊藤博義	名古屋大学	社会保障法	新田秀樹
福島大学	商法演習	福島雄一	滋賀大学	保険年金市場論	小川 功
茨城大学	地域福祉論	松村直道	京都大学	保険論	西村周三
	社会福祉論	渋谷淳司		社会政策論	菊池光造
群馬大学	社会政策論	斎藤隆夫		演習	洲崎博史
埼玉大学	社会政策論	小笠原浩一	商法第3部	前田雅弘	
	社会福祉行政	竹崎 孜	大阪大学	社会保障法	菊池馨実
千葉大学	社会政策総論	広井良典		基礎演習	木下孝治
	社会保障論	藤井良治		商法Ⅳ	末永敏和
	統計学特論	小暮厚之	神戸大学	リスクマネジメント	高尾 厚
東京大学	保険法	山下友信		社会政策論	足立正樹
	商法第3部	江頭憲治郎		商法Ⅲ	近藤光男
	社会保障法	岩村正彦	奈良女子大学	社会保障政策学Ⅰ、Ⅱ	木村陽子
	比較福祉国家研究	武川正吾		生活福祉学Ⅰ、Ⅱ	澤井 勝
農業財政金融論	泉田洋一	生活システム学文献研究Ⅱ		長嶋俊介	
一橋大学	保険総論	下和田 功	和歌山大学	社会政策特殊問題	乗杉澄夫
	保険総論	近見正彦	島根大学	保険法	周田憲二
	海空法	石原 全	岡山大学	保険法を含む商法	武知政芳
	社会政策総論	藤田伍一	山口大学	保険論	石田成則
新潟大学	社会保障論	横山和彦	徳島大学	社会保障法	山田桂三
	社会保障法	加藤智章	香川大学	保険論	佐藤保久
	高齢社会の政策課題	国武輝久		リスクマネジメント論	安井敏晃

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
	商行為・保険・海商法	中島伸一		社会問題論	高原正興
愛媛大学	社会保険法	大森章吾	大阪市立大学	保険論	吉川吉衛
	福祉財政論	小淵 港		社会政策論	玉井金五
九州大学	社会保障法研究	河野正輝		商法・海商法	藤田勝利
	社会法特殊講義	増田雅暢		社会保障論Ⅰ、Ⅱ	坂口正之
佐賀大学	林政学第一	堺 正紘	社会福祉原理論	秋山智久	
	社会保障論	塚本一郎	大阪府立大学	社会保障論	里見賢治
	保険法	楠元純一郎		社会福祉財政論	武田 宏
長崎大学	社会保障法	石田道彦	神戸商科大学	保険論	姉崎義史
	保険論	宮道 潔	岡山県立大学	社会保障論	山本 隆
熊本大学	保険法	久保田光昭		社会福祉概論Ⅰ	中島和夫
	社会保障法	良永彌太郎		社会福祉概論Ⅱ	大島 侑
大分大学	保険システム論	大羽宏一	姫路工業大学	福祉経済論Ⅱ	堀毛莊市
宮崎大学	現代福祉社会の課題	小川和憲	広島女子大学	社会保障論	都留民子
	社会保障制度と法	中野育男		社会政策論	青木圭介
琉球大学	社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ	水野良也		社会福祉原論	鈴木 勉
	社会福祉論	川添雅由		社会福祉概論	高林秀明
国立大学計(35校)		79名	山口県立大学	社会保障論	田中耕太郎
高崎経済大学	社会保障論	武井 昭	下関市立大学	保険法	肥塚肇雄
東京都立大学	社会政策論	中村二郎		社会政策論	堀内隆治
	社会保障論	米澤孝司		リスクマネジメント論	森 幸弘
	社会保障論	岡部 卓	福祉経済論	田中裕美子	
福井県立大学	社会政策論	佐竹弘章	北九州大学	社会保障法	関川芳孝
	商法	正亀慶介		保険・海商法	前川俊之
名古屋市立大学	社会福祉論	東方淑雄		福祉政策	中静未知
愛知県立大学	社会保障論	江里口拓		社会福祉論	河嶋静代
京都府立大学	社会保障論	山田耕造	社会福祉論	小賀 久	
	社会保障法	中島正雄	福岡県立大学	社会保障法	阿倍和光
	社会福祉財政論	小沢修司		社会保障論	平野泰朗
	社会福祉概論	上掛利博		社会福祉概論	保田井進
	社会福祉論	富士田邦彦	長崎県立大学	保険論	南方哲也
福祉経済論	小野秀生	公立大学計(17校)		45名	

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名	
札幌大学	社会政策論	佐藤俊二		社会福祉論	小林久利	
	保険法	吉田 明		社会福祉論	岩坪奇子	
	社会保障法	堺 鋲二郎		流通経済大学	社会保障論	田多英範
札幌学院大学	社会政策	渡辺貞夫		福祉職論特論	佐藤克繁	
	社会法特講	見澤俊明		関東学園大学	商法Ⅳ	草刈耕三
	社会福祉論	松本伊智朗		社会保障法	田中清定	
札幌国際大学	社会保障論	坂本宏志	国際医療福祉大学	社会保障論	紀伊國猷三	
道都大学	社会保障論	大倉 司		社会保障論	矢野 聡	
	社会福祉概論	平 喜美雄		医療保険制度の国際比較	高橋淑郎	
北星学園大学	社会政策論	中村一浩	白鳳大学	保険論Ⅰ、Ⅱ	戸出正夫	
	社会保障論	鎖目真人		商法Ⅳ部	石田 満	
	社会福祉政策論	仆・ベンゲ	駿河台大学	社会保障論	駒村康平	
	福祉行政論	倉田 聡		社会保障法	山下 薫	
北海学園大学	商取引法特論Ⅰ、Ⅱ	新山一範		社会福祉論	渡辺裕子	
北海道医療大学	社会保障論	古瀬 徹	聖学院大学	社会保障論	前田信雄	
	社会保障論	志水 幸		社会福祉原論	牛津信忠	
青森大学	社会保障論	青木正久			社会政策論	保谷六郎
	社会福祉原論	松浦五朗	東京国際大学	保険論 (A) (B)	越智 隆	
秋田経済法科大学	社会保障論	藤本 剛		社会保障論 (A)(B)	三上美美子	
	社会政策論	木村 燈		社会保障論	金子和夫	
	保険・海商法	道端忠孝	独協大学	保険論	岡村国和	
八戸大学	商法Ⅱ	福田弥夫		商法Ⅳ	青木英夫	
東北学院大学	保険論	富士 拳	文教大学	社会保障論	宮下 毅	
	社会保障論	森 健一	淑徳大学	社会保障論Ⅰ、Ⅱ	松崎泰子	
	社会政策論	斉藤義博		社会政策	横山隆作	
	社会福祉論	安部重樹	城西国際大学	社会保障論	林 千代	
	保険法・海商法	梅津昭彦		社会福祉制度論	足立倭子	
東北福祉大学	社会保障論	阿倍祐二		高齢者福祉論	小林 博	
	社会福祉学特講	三浦文夫		高齢者福祉論	増子勝義	
	社会福祉論	荻野浩基	千葉経済大学	保険論	栗林政雄	
	社会福祉論	田中治和		社会保障論	今泉佳久	
つくば国際大学	社会保障論	小林勉夫	千葉商科大学	保険論	小林惟司	

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
	社会保障論	武田文祥		保険法・海商法	山田泰彦
東京情報大学	損害賠償法	成瀬敏郎		社会保障論	伊藤秀一
成蹊大学	リスクマネジメント論	徳谷晶勇	実践女子大学	社会福祉論	秋山博介
	社会保障法	小林國友	上智大学	消費生活と損害保険	田中利見
	老年学	大久保洋子		保険法	甘利公人
帝京平成大学	社会保障	神尾真智子		社会保障法	堀 勝洋
帝京平成大学	社会福祉総論	清水良衛		社会保障論	山崎泰彦
	平成国際大学	保険法	原口宏房	社会福祉原論	橋本一三郎
明海大学	社会保障論	下田直樹	昭和女子大学	社会保障論	渋澤重和
江戸川大学	社会保障論Ⅰ、Ⅱ	渡辺記安	成城大学	社会保障論	木村周市朗
東京成徳大学	社会福祉行財政論	山口春子		商行為法	中川和彦
	社会福祉原論	益満孝一	大東文化大学	社会福祉Ⅰ、Ⅱ	大杉由香
青山学院大学	保険論	武井 勲		保険法・海商法	加瀬幸喜
	社会保障論	本間照光	高千穂商科大学	保険論	加藤 修
	社会政策論	石畑良太郎		早稲田大学	保険論
	保険法	原茂太一	保険論	大谷孝一	
亜細亜大学	商法Ⅲ(保険・海商)	清瀬信次郎	保険論	江澤正彦	
学習院大学	社会保障論	中村厚史	社会保障論	土田武史	
杏林大学	社会福祉法Ⅰ、Ⅱ	阿久澤利明	商法B	石山卓磨	
慶應義塾大学	保険学	堀田一吉	社会保障論	清水英彦	
	リスク保険論特殊研究	前川 寛	社会政策	安藤哲吉	
	社会保障論	藤沢益夫	商法(保険法)	金澤 理	
	社会保障各論	城戸喜子	法学演習(保険法)	大塚英明	
	社会政策論	中川 清	福祉行政	藤井浩司	
	保険法を含む商法	並木和夫	社会福祉論	久塚純一	
	保険法を含む商法	山本為三郎	健康福祉経済論	田村貞雄	
	保険法を含む商法	高田晴仁	福祉援助特論	岡野静二	
	保険法	宮島 司	大正大学	社会福祉援助技術論Ⅰ、Ⅱ	小松源助
	経営管理論第3	批々木規雄		児童福祉論Ⅰ	吉沢英子
国学院大学	高齢化社会と社会保障	上村政彦		社会福祉原論Ⅱ	野坂 勉
国学院大学	医療の経済Ⅰ、Ⅱ	中泉真樹	地域福祉論Ⅰ	橋本泰子	
	駒澤大学	保険経営論	石名坂邦明	障害者福祉論Ⅰ	三和 治

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
	仏教社会福祉論Ⅰ	石川到覚		社会政策論	牧野富夫
	社会保障論Ⅰ、Ⅱ	唐兼直義		保険・海商法	丹羽重博
	障害者福祉論Ⅱ	落合崇志		社会政策	石本忠義
	老人福祉論Ⅰ	本間信吾		社会福祉学概論	中村利昌
	老人福祉論Ⅱ	宮崎牧子		社会政策特殊講義	村田光義
	医療福祉論Ⅰ、Ⅱ	平山宗宏			
拓殖大学	社会政策論	土穴文人	法政大学	社会保障論	小椋正立
東京家政大学	老人福祉論	西村純一		社会政策論	森 廣正
	社会保障論	平戸ルリ子		商法・保険法	西嶋梅治
	社会福祉論	保延成子		保険法・海商法	神谷高保
	社会福祉論	三角 同		福祉政策研究	衛藤幹子
東京女子大学	福祉社会学	中村真人		社会政策特殊研究	大山 博
東洋英和女学院大学	社会福祉論	石渡和夫		社会政策論	嶺 学
	社会保障論	岡 伸一		社会福祉論	坪内千秋
東洋大学	社会政策論	長瀬伸子	明治大学	保険学	森宮 康
	労働補償法演習	永野 勝		損害保険論	押尾直志
	保険・海商法	松崎甲平		保険・海商法	坂口光男
	社会保障法	竹地 潔		社会保障法	河合研一
	社会福祉法制論	秋元美世		社会政策	兼清弘之
	児童福祉論	天野マキ		農業保険論	岡田正雄
	老人福祉論	大友信勝	明治学院大学	損害保険論	松島 恵
	地域保健論	園田恭一		社会保障論	社本 修
	医療福祉論A、B	山手 茂		社会福祉論	山田 晋
社会福祉論A、B	古川孝順	立教大学	社会保障法	小西国友	
児童福祉論A、B	森田明美		社会福祉原論	高橋鉱士	
日本女子大学	社会福祉政策論	田端光美		老人福祉論	橋本正明
	社会保障論	星野信也		公的扶助論	坂田周一
	社会政策論	下田平裕身	立正大学	保険論	根本嘉昭
	社会福祉論	岩田正美		保険法	花房一彦
	社会福祉論	田端光美		社会福祉調査	三友雅夫
日本大学	保険論	真屋尚生	武蔵野女子大学	社会福祉論	川村匡由
	社会保障論	小柵治宣	ルーテル学院大学	社会福祉原論	市川一宏
			創価学会	社会政策論	福島勝彦

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
専修大学	保険論	武昌昌之	関東学院大学	社会政策	浅井啓吾
	保険論	上田和勇		高齢者福祉	萩原清子
	社会政策論特論	栗木安延	桐蔭横浜大学	社会保障	岸 功
	社会保障論	西岡幸泰		商法	阪埜光男
	社会政策論	加藤佑治	明星大学	社会福祉学	渡辺益夫
	社会政策特論	高橋祐吉		社会政策	須山光一
	社会政策特論	浅見和彦	長野大学	社会保障論	相澤興一
	社会福祉論	宇都栄子		社会福祉原論	児島亜紀子
	社会保障法	坂本重雄	岐阜経済大学	社会保障論	菅谷広宣
中央大学	保険学	安井信夫	東海女子大学	社会保障論	酒向一次
	損害保険論	平沢 敦		社会福祉原論	藤田弘人
	社会保障論	工藤恒夫	金沢経済大学	保険論	大島重衛
	社会保障法	山田省三		社会政策論	森山誠一
	保険法	野村修也	北陸大学	社会保障法	川口 宣
社会政策	鷲谷 徹	社会保障法		松本和彦	
桜美林大学	社会政策論	富森孜子	山梨学院大学	保険論	湯川益英
	社会福祉原論	坂田 澄		商法Ⅳ	石原喜文
	社会政策	西本鴻一	高岡法科大学	保険法	山下典孝
帝京大学	社会政策論	逆瀬川潔	中部学院大学	社会福祉原論	窪田曉子
	海商法	長谷川雄一	愛知学院大学	保険論	田畑康人
東海大学	商行為法	山下 丈		保険経営論	和久利昌男
	危機管理論	首藤信彦		保険・海商法	山野嘉朗
	統計学序論	氏家勝巳	愛知大学	社会政策	福井幹彦
	確率論	土井 誠		社会福祉学Ⅰ・Ⅱ	交野正芳
東京家政学院大学	社会保障論	上村協子	愛知学泉大学	保険論	須田 暁
東京経済大学	保険論	箸方幹逸		社会福祉論	宇治谷義雄
	社会政策	大本圭野	東海学園大学	社会福祉論	見神俊彦
	社会政策Ⅱ	竹前栄治		中京大学	リスクと保険
	社会福祉法	依田精一	社会福祉論		大友昌子
神奈川大学	社会保障法（前）	橋本宏子	金城学院大学	生活経済学	今村幸生
日本社会事業大学	社会福祉原論	阿倍 實		生活設計論	中村千佳子
	社会福祉原論	京極高宣	社会福祉学	高森敬久	

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
眉山女学院大学	生活関連法Ⅱ	上田純子	立命館大学	保険論Ⅰ、Ⅱ	古瀬政敏
名古屋学院大学	社会政策研究	小林甲一		商法Ⅰ、Ⅱ	濱田盛一
名古屋経済大学	社会保障論	木村隆夫		商法	竹濱 修
南山大学	社会保障論A、B	大谷津晴夫		社会保障法	山本 忠
日本福祉大学	社会保障論	柴田嘉彦		社会保障法	佐藤敬二
	社会保障論	笛木俊一		社会福祉学研究	加藤園子
	現代と社会福祉	宮田和明		社会政策論	深澤 敦
	リスク・マネジメント論	千頭 聡		龍谷大学	保険経営学
名城大学	企業法Ⅳ	山本忠弘		社会保障法	脇田 滋
同朋大学	社会保障論	岡崎 強		社会保障論	松溪憲雄
	社会福祉原論	木 和身	追手門学院大学	社会保障	井上久子
	社会保障法	矢富文麿	社会福祉学	榎本和子	
静岡産業大学	社会政策論	原田克巳	大阪学院大学	保険論	北本駒治
四日市大学	社会政策	山崎 清		社会政策研究	森田 勲
京都学園大学	社会政策	平田謙輔		社会保障論	日高政浩
	商行為各論・保険法 ・海商法	桜井玲二		商法研究(1)	中西正明
京都産業大学	保険論	米山高生	大阪経済大学	保険論	池野重男
	社会政策	田中 寧	社会保障論	土井乙平	
	保険法	今井 薫	大阪経済法科大学	社会保障論	向井喜典
	海商法	清河雅孝	大阪国際女子大学	社会福祉論	橋本義郎
同志社大学	保険論	三好義之助	大阪産業大学	社会保障論	埋橋孝文
	特講福祉経済1、2	船橋恒裕	社会政策	坂東 慧	
	商法特講Ⅲ1、2	佐藤幸夫	大阪商業大学	保険論	玉田 巧
	社会福祉原論	井岡 勉	大谷女子大学	社会福祉論	山下憲昭
	労働福祉研究	辻村一郎	関西大学	保険総論	亀井利明
	ケースワーク	岡本民夫		損害保険論	羽原敬二
	グループ・ワーク	黒木保博		社会保障論	一圓光彌
	社会問題論	M.Mensendiek		社会政策	大塚 忠
	老人福祉論	山田裕子		商法四部	栗田和彦
	社会福祉調査	小山 隆		社会福祉学	松原一郎
同志社女子大学	社会福祉学	宮本義信	社会福祉計画論	杉野昭博	
			近畿大学	保険・海商法	古瀬村邦夫

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
	社会保障法	宮崎定美	吉備国際大学	社会福祉原論	野口勝巳
摂南大学	海商法・保険法	郷原資亮		老人福祉論	坪山 孝
	不法行為法	小山泰史		医療ソーシャルワーク論	山北勝寛
梅花女子大学	社会保障論	寺本尚美	ノートルダム清心女子学園	社会福祉学Ⅰ	田代菊雄
桃山学院大学	社会福祉原論	松本真一	広島経済大学	社会保障論	吉澤昌恭
	保険論	武田久義	広島修道大学	保険論Ⅰ、Ⅱ	藤田橋彦
	協同組合論研究	津田直則		社会保障論	竹中康之
	年金と保険の数理	安藤洋美	広島女学院大学	生活福祉論	折登美紀
英知大学	社会福祉論	金貴禮	広島文教女子大学	社会福祉学入門	徳本達夫
関西福祉科学大学	社会福祉原論	杉本敏夫	福山大学	社会保障論	仁科 保
関西学院大学	保険論	岡田太志	福山平成大学	保険・海商法	藤井俊雄
	海商法・保険法	佐野 彰		社会保障法	木村五郎
	社会福祉学原論	高田直治		社会保障論	田中 明
	社会保障論	大谷 強		社会福祉行政論	石野敏夫
	社会政策	池田 信		社会福祉原論	木谷宣弘
甲南大学	保険経営論	星野良樹	東亜大学	商法	居林次雄
神戸学院大学	保険論	檉原 朗	徳山大学	社会政策	富吉繁貴
	保険・海商法	岡田豊基	徳島文理大学	生活経済学	堀田剛吉
神戸国際大学	保険論A、B	犬伏五郎	四国学院大学	社会保障論	吉田卓司
神戸女子大学	社会保障論	清水弥生		社会福祉原論	村田哲康
姫路獨協大学	リスクマネジメント	田村祐一郎		社会福祉法制	石井洗二
	社会保障	小室豊允	高松大学	保険論	坪井昭彦
	社会保障法	水島郁子	聖カタリナ女子大学	公的扶助論	岡田行雄
流通科学大学	保険論	水島一也	松山大学	保険論	中村雅人
帝塚山大学	社会保障論	大野吉輝	松山東雲女子大学	社会福祉論	小泉勇次郎
天理大学	社会保障論	大野道德	九州国際大学	社会政策	中村弘二
奈良大学	都市社会学	桂良太郎		商法（含保険法）	横山 純
奈良産業大学	海商・保険	保久行弘		商法（含保険法）	後藤 巖
	社会保障論	野上 隆		社会保障法	松前真介
岡山商科大学	保険論Ⅰ、Ⅱ	大城裕二	九州産業大学	保険論	永吉基治
	保険・海商	小島 孝	九州女子大学	生活福祉	蘭由岐子
川崎医療福祉大学	社会保障論	小島晴洋	久留米大学	保険法	高松基助

大学名	科目名	教員名	大学名	科目名	教員名
西南学院大学	社会保障論	吉岡慎一		社会政策	花田昌宜
第一経済大学	保険論	林 弘己	宮崎産業経営大学	保険法	竹村 純
筑紫女学園大学	暮らしと福祉	高石史人	鹿児島経済大学	保険論	山元嶋生
中村学園大学	社会福祉とボランティア	佐々木美智子		社会保障論	田畑洋一
福岡大学	保険総論	石田重森		演習 I	安藤 究
	社会保障法	片岡 直	沖縄大学	保険システム	新城将孝
	保険法	笹本幸祐	沖縄国際大学	社会保障論	嶺井 勇
活水女子大学	社会福祉論	徳永幸子		保険・海商法	脇坂明紀
熊本学園大学	保険論	林 裕		社会福祉原論	保良昌徳
	社会保障法	荒木誠之	私立計(163校)		403名
	社会福祉原論	岡田武世	合計(215校)		527名

参考文献

Barr, Nicholas [1992], *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*, Oxford, Oxford University Press [菅沼隆監訳[2007], 『福祉の経済学——21世紀の年金・医療・失業・介護』光生館] .

Bech, Ulrich [1986], *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. [東廉=伊藤美登里訳[1998], 『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局。].

COSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) [2004], *Enterprise Risk Management*.

Harrington, Scott E.=Gregory R.Niehaus[2004], *Risk Management and Insurance*, 2nd ed., Boston, McGraw-Hill [米山高生=箸方幹逸監訳[2005], 『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社] .

箸方幹逸 [2003], 「保険学の現状と課題——ディータ・ファーニーの“Versicherungswissenschaft——Quo vadis?”によせて」『東京経大学誌』No.232, 東京経済大学経営学会。

- 石田重森[1989], 「保険概論」庭田範秋編『保険学』成文堂。
- 亀井利明[1993], 『保険総論——リスクマネジメントと保険の理論』同文館。
- 木村栄一[1983], 「保険学雑誌第500号に寄せて」『保険学雑誌』第500号, 日本保険学会。
- 小林惟司[1989], 『日本保険思想の生成と展開』東洋経済新報社。
- [1994], 「保険教育の曙」『文研論集』第106号, 生命保険文化研究所。
- [1997], 『保険思想の源流』千倉書房。
- 小島昌太郎[1929], 『保険学要論』日本評論社。
- Marx, Karl[1962], *Das Kapital*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 23, Berlin, Dietz Verlag. [岡崎次郎訳[1979], 『資本論』大内兵衛=細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集 第23巻第1分冊』第18刷, 大月書店.]
- 木島一也[1967], 『保険の競争理論』千倉書房。
- 庭田範秋[1985], 『保険教育論——その社会学と教育学の融合』好社社。
- [1995], 『新保険学総論』慶應通信。
- 小川浩昭[2005], 「保険学と隣接科学——社会保障論・社会政策学の社会保険」『西南学院大学商学論集』第52巻第1号, 西南学院大学学術研究所。
- [2008a], 『現代保険学——伝統的保険学の再評価』九州大学出版会。
- [2008b], 「保険理論の新展開」『福岡大学商学論叢』第52巻第3・4号 (石田重森教授退任記念号), 福岡大学研究推進部。
- 大林良一[1956], 「アメリカの保険学会」『保険学雑誌』第394号, 日本保険学会。
- [1957], 「米国の大学における保険教育」日本生産性本部『生命保険』別冊。
- [1960], 『保険理論』春秋社。
- [1983], 「雑感・妄言——保険学会・保険雑誌を回想して」『保険学雑誌』第500号, 日本保険学会。
- [1995], 『保険理論』第3版第10刷, 春秋社。
- Santerna, Petrus[1552], *Tractatus de Assecurationibus et Sponsionibus Mercatorum*, Venezia. 生命保険文化研究所 [1999], 「わが国の大学における『保険分野に関する教育』について——第6回アンケート調査結果」『保険学雑誌』第566号, 日本保険学会。
- 下和田功編[2004], 『はじめて学ぶリスクと保険』有斐閣。
- Smith, Adam[1789], *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 5th ed., London. [大河内一男監訳[1993], 『国富論Ⅱ』5版, 中央公論社。]
- Stracchae, Benvenuti[1569], *De Assecurationibus*, Ventiis.
- 田畑康人[1989], 「保険経営論」庭田範秋編『保険学』成文堂。
- 高尾厚[1987], 「学界展望 保険市場と『応用マイクロ経済学』」『国民経済雑誌』第155巻第4号, 神戸大学経済経営学会。
- [1991], 『保険構造論』千倉書房。
- 米山高生[2005], 「保険学の将来と高等教育機関における保険教育の方向性——(財)生命保

険文化センター助成プロジェクトの成果』『生命保険論集』第153号, 生命保険文化センター。

(保険教育調査)

第1回調査 松島宏[1966], 「わが国の大学における保険教育の現状」『保険学雑誌』第433号, 日本保険学会。

第2回調査 保険学雑誌編集委員会[1978], 「わが国の大学における保険教育の現状」『保険学雑誌』第482号, 日本保険学会。

第3回調査 生命保険文化センター[1983a], 「大学における保険教育に関するアンケート集計結果(昭和56年度)」『くらしのインフォメーション』創刊号, 生命保険文化センター。
———[1983b], 「大学における保険教育に関するアンケート集計結果(昭和56年度)」『くらしのインフォメーション』2号, 生命保険文化センター。

第4回調査 生命保険文化研究所編[1988], 「調査 わが国の大学における生命保険教育について」『文研論集』第82号, 生命保険文化研究所。

第5回調査 生命保険文化研究所編[1994], 「特集 わが国の大学における保険教育」『文研論集』第107号別冊, 生命保険文化研究所。

第6回調査 日本保険学会＝生命保険文化研究所[1999], 『大学における「保険分野に関する教育」についてのアンケート調査報告書』日本保険学会＝生命保険文化研究所。

(日本保険学会会員名簿)

日本保険学会[1966], 「会員名簿(昭和41年5月現在)」『保険学雑誌』第433号, 日本保険学会。
———[1978], 「会員名簿(昭和53年6月現在)」『保険学雑誌』第481号, 日本保険学会。
———[1981], 「会員名簿(昭和56年6月現在)」『保険学雑誌』第493号, 日本保険学会。
———[1987], 「会員名簿(昭和62年6月現在)」『保険学雑誌』第561号, 日本保険学会。
———[1993], 「会員名簿(平成5年6月現在)」『保険学雑誌』第541号, 日本保険学会。
———[1998], 「会員名簿(平成10年6月現在)」『保険学雑誌』第561号, 日本保険学会。

(リスク学入門シリーズ)

橘木俊詔＝長谷部恭男＝今田高俊＝益永茂樹編[2007], 『リスク学とは何か』(リスク学入門1) 岩波書店。

橘木俊詔編[2007], 『経済からみたリスク』(リスク学入門2) 岩波書店。

長谷部恭男編[2007], 『法律からみたリスク』(リスク学入門3) 岩波書店。

今田高俊編[2007], 『社会生活からみたリスク』(リスク学入門4) 岩波書店。

益永茂樹編[2007], 『科学技術からみたリスク』(リスク学入門5) 岩波書店。

○本稿は, 2007年度西南学院大学特別研究Cによる研究成果の一部である。

(2008年4月稿)